

招集期日 平成21年2月12日(木曜日)

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階第1委員会室

開 会 2月12日(木曜日)午前 9時30分

閉 会 2月12日(木曜日)午後 3時44分

出席委員	委員長	山本秀和	副委員長	齋藤國男
	委員	山下修子	委員	金子健一
	委員	田中智義	委員	堤利夫
	委員	駒井勲	委員	近藤常雄

欠席委員 な し

説明のため出席した職員	企画部長	総務部長
	消防長	会計管理者
	議会事務局長	関係職員

委員会に出席した事務局職員 佐藤 智

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時30分）

委員長 ただいまの出席委員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより総務常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、条例3件、予算案1件の計4件であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり本日1日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の日程は、本日1日間とすることに決定いたしました。

次に、議案審査の順序につきましては、既にご配付のとおり議案第2号から第4号までの各条例の審査に続き、議案第27号 平成21年度入間市一般会計予算のうち所管のものの審査の順とし、議案第27号につきましては、消防所管のもの、企画部所管のもの、総務部所管のもの、検査課所管のもの、会計課所管のもの、議事事務局所管のもの、選挙管理委員会事務局所管のもの、監査委員事務局所管のものの順で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の順序はただいま朗読した順で行います。

ここで関係者以外の方の退席を求めます。

〔関係者以外退席〕

委員長 暫時休憩いたします。

午前 9時32分 休憩

午前 9時34分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第2号 入間市職員の育児休業等に関する条例及び入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

委員長 まず、議案第2号 入間市職員の育児休業等に関する条例及び入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部より説明を求めます。

提案理由の説明

企画部長 おはようございます。それでは、議案第2号 入間市職員の育児休業等に関する条例及び入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し

上げます。

今回の改正は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、その環境整備を目的とする地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、平成19年8月1日から施行されたことに伴い、その中に新たに制度化された育児短時間勤務制度について、国家公務員に準じて関係する条例を整備するものであります。

育児短時間勤務制度とは、職員が小学校就学始期に達するまでの子を養育するため、常勤職員のまま、幾つかある勤務形態の中から選択して勤務できる制度であります。

勤務形態につきましては、第1に、1日3時間55分で週5日勤務、第2に、1日4時間55分で週5日勤務、第3に、1日勤務で週3日勤務、第4に、1日勤務を週2日と3時間55分勤務を1日とする、いわば週2日半勤務の4形態であります。職員は、この中から希望する勤務形態を選択することができます。

また、関係する条例につきましては、本則の第1条で入間市職員の育児休業等に関する条例を、第2条で入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例を改正し、附則で入間市一般職の職員の給与に関する条例を改正しようとするものでございます。

なお、この条例は、平成21年4月1日から施行したいものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議いただき

ますようお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

田中委員 総括で大体中身は理解できたのですが、この中で1点だけ伺っておきたいのですが、年間の対象者が年に1人だったり、ぐらいということは伺っているのですが、実際にこの勤務形態で4種類ありますよね。対象となる職員が実際に取得すると、どの形態が多いと考えられるのですか。そういう予測とか、そういうのは立てているのでしょうか。

企画部参事兼職員課長 現在のところ、どの形態が多くなるかということは、ちょっと推測は難しい状況でございます。ただ、やはり子供の育児を中心ということになりますと、午前、午後というような形で、それから給与面だとか、そういうものがありますので、やはり3時間55分だとか、そういうような形態が多くなってくるのかなというふうには推測はしております。

以上でございます。

田中委員 わかりました。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 1点だけありますので、ここで副委員長と議事をかわります。

副委員長 委員長と交代します。

山本委員 1点だけお伺いいたします。

3時間55分ないし4時間55分の勤務を選択された方の休憩時間

及び休息時間はどのようになりますか。その点だけお伺いします。

企画部参事兼職員課長 基本的にはその時間を、例えば3時間55分であれば、休息时间、休憩時間はないということで、ただ、お昼にかかりますので、恐らく同じような休憩をとるような形になるケースが多いと思われます。ですから、例えば1時間、12時に休んで、1時からの勤務になるというような形でとって、総体が3時間55分になるようなケースになるかと思えます。

以上です。

山本委員 ということは、これは拘束時間が3時間55分ないし4時間55分ということで、これ実働時間ではないということで理解してよろしいですか。

企画部参事兼職員課長 3時間55分、それから4時間55分、これは実働時間ということになります。ですから、休みを、ほかの職員と同じように合わせた場合には、同じ休みをとるというような形になる。もしくは、本人の希望で、そのまま続けて、要するに昼休みも私は勤務しますということも可能でございます。ですから、3時間55分が実働時間というような形になります。

副委員長 では、委員長席を交代いたします。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第2号 入間市職員の育児休業等に関する条例及び入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

ここでお諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

△ 議案上程

議案第3号 入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

委員長 次に、議案第3号 入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部より説明を求めます。

提案理由の説明

企画部長 それでは、議案第3号 入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

今回の改正は、介護認定審査会の会長及び委員の報酬の額につ

いて、県内自治体の報酬等の金額及び平均審査件数を踏まえて、改めようとするものでございます。

具体的には、会長の報酬金額を1万3,500円から2,000円引き上げ1万5,500円とし、委員の報酬金額を1万3,000円から2,000円引き上げ1万5,000円とするものでございます。

なお、本条例は平成21年4月1日から施行したいものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

山下委員 おおよそのことは説明、答弁等、本会議場で伺っているわけなのですが、この条例に関しまして、例えば県内で入間市と条件が違うことって、よその市と、費用弁償ですか、いろいろあると思うのです。こういうふうに改正したいと思う直接の理由、一番の大きな原因といたしましょうか、そのあたりはどこにあるのか、伺っておきたいと思えます。

企画部参事兼職員課長 介護認定審査会そのものは各市町村に設置してございます。その中で、入間市の状況を他市と比較をした場合に、申請件数、処理件数等において、他の市と比較をしますと、やはりかなり多く審査、1件当たりというか、1回当たりの審査件数が多いということ。それから、費用弁償についても低かったということで、埼玉県の平均に水準を持っていこうということが基本

的なものでございます。

以上です。

山下委員 そういたしますと、お願いしております委員の方、会長さんとか、構成している委員の方のご意向なのか、あるいは行政判断なのか、いずれでございましょうか。

企画部参事兼職員課長 これは委員さんの方からの依頼もございまして、そういうものを踏まえた形で行政判断をさせていただいたというようなことでございます。

以上です。

山下委員 財政状況が厳しいという受けとめ方は各会ひとしくあると思うのですけれども、そういたしますと、委員の方から改正してほしいようなご意向が出て、行政が議案として提出するまでの期間、どのくらい実質かかっておりましたでしょうか。最後に伺っておきます。

企画部参事兼職員課長 これについては、以前からいろいろな形で、少し入間市は安いのではないかというようなことで、ずっと話が出ておりました。件数がなかなか多いものですから、人数をふやして、要するに審査会の人数をふやしたりしてきましたけれども、そういう点では少しずつ改善はしていたのですけれども、やはりどうしても他市と比べて低いということで、実際には依頼があっただけからは期間的には短かったのですけれども、そういう担当課のほうで精査をして、やはり総体で比較するとどうしても安いというようなことで、実際にはその期間は短かったのですけれども、それ以前からずっとそういう論議はされていたということでご理解い

ただきたいと思います。

以上です。

山下委員 最後にしようかと思ったのだけれども、例えば短いといいますと1年以内とかでしょうか。介護保険そのものも期限を区切って見直しとかしているから、見直したのがいけないという意味ではありませんからね。ただ、いろいろな施策の中で、議案として上がってくるまでの期間ということなのですが、1年以内あるいは2年くらいでしょうか。最後にお願いします。

企画部参事兼職員課長 私も実際に担当しておりましたので、その辺の事情についてはよく理解しております、これは1年ではなくて、私が担当しているときから、少し安いのではないかということではと言われておまして、会議の席で。これだけの件数をやって。確かに、多いときだと1審査会で40件を超えるようなこともございましたので、それで他市と比較しても随分安いというようなことがございまして、人数をふやして、それを少し分けていこうというようなこともしながらやってきたのですけれども、やはり他市と比較するとどうしても安いということなので、これは1年、2年ぐらいのスパンの中で議論がされてきた中で、今度は審査会のほうからそういう意見が出てきたということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

田中委員 今のお話を伺っていきますと、背景的にはかなり委員さんにご

負担いただいているのかな。そういう中で、金額の改定も含めて出てきているのかなと思うのですが、この認定審査会の委員さん、お願いするに当たって、要は結構な時間的制約とか、委員さんに負担かけているわけですよ。そうすると、今後もその委員さんをお願い、今の委員さんもそうなのですから、やめたいとか、今後、新しくまた選任しなければいけないという状況が発生してくると思うのです。そういうときに、お願いして、すぐに今後も引き受けていただけるものなのか。そのところの状況についてお伺いしたいと思うのですが。

企画部参事兼職員課長 恐らく医師会、それから各ケアマネジャー協議会だとか、そういうところに依頼をしておりますので、基本的には、なかなか選出は難しいとしても、そういう団体を通してありますので、その中から選任をしていただくということになっていますので、比較的確保はしやすいのかなとは思っております。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第3号 入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について採

決いたします。

ここでお諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長　ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

△ 議案上程

議案第4号 市長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

委員長　次に、議案第4号 市長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由につきまして、執行部より説明を求めます。

提案理由の説明

企画部長　それでは、続きまして、議案第4号 市長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、市長、副市長及び教育長の給料の額について、一定期間減額して支給していたものを、行政改革長期プラン前期実行計画を踏まえまして2年間延長するため、改正しようとするものであります。

市長、副市長及び教育長の給料減額につきましては、平成16年

度から実施をし、平成17年度からは、市長については15パーセント、副市長については12パーセント、教育長については10パーセントを減額し支給をしております。

今回の改正は、平成17年度からの減額内容を継続し、平成21年4月から平成23年3月までの2年間延長しようとするものであります。この改正により、1年間で約367万円の経費の削減を見込んでおります。

なお、この条例は平成21年4月1日から施行したいものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第4号 市長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

ここでお諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長　　ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。

午前　9時50分　休憩

午前　9時52分　再開

委員長　　会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第27号 平成21年度入間市一般会計予算のうち所管のもの

委員長　　議案第27号 平成21年度入間市一般会計予算のうち所管のものを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

まず、消防所管のものについて審査を行います。

消防総務課長より概要説明を求めます。

なお、説明は歳入歳出一括とし、主なものについて簡潔にお願いいたします。

概要説明

消防総務課長　それでは、概要について予算説明書により申し上げます。

初めに、歳入からご説明いたします。予算説明書20から21ページ、款14使用料及び手数料、項2目8消防手数料、節1消防手数料132万7,000円については、消防法第16条の4及び入間市手数料条例に定められている各種危険物取り扱い施設に係る検査手数料

で、月平均11万円を見込んだ132万円と火薬類に係る許可手数料7,000円を見込んだものでございます。

次に、32から33ページ、款21諸収入、項5目1雑入、節4雑入、下から6行目の消防団員退職報償金408万5,000円は、平成20年度末に退団する消防団員で、5年以上在職していただいた方20人を見込み、消防団員等公務災害補償等共済基金からの受け入れ予定額を計上いたしました。

次に、歳出につきましてご説明いたします。116から117ページ、消防費、予算額は前年度より3,368万9,000円増額の14億8,904万5,000円で、前年度対比2.31パーセントの増となっております。

目1常備消防費についてご説明申し上げます。大事業、職員給与費、中事業、一般職給与12億4,197万1,000円は、職員156名分の人件費でございます。

大事業、消防庁舎管理費1,533万2,000円のうち、中事業、維持管理費1,487万円は、消防庁舎の清掃及び消防庁舎に付随する設備、消防緊急通信指令施設等の保守点検委託料が主なものでございます。

次に、大事業、消防用設備等管理費5,238万2,000円のうち、中事業、消防機器購入費237万3,000円は、特殊災害対応資機材として除染用テント等を購入するものです。同じく中事業、自動体外式除細動器整備事業271万6,000円は、平成19年度から市内の公共施設に自動体外式除細動器を設置したリース料等を計上したものでございます。同じく中事業、自動車等購入費3,384万3,000円は、

本署の水槽付消防ポンプ自動車購入費及び購入に係る新規登録料、保険料等、諸費用を計上しました。

大事業、消防活動費2,834万3,000円のうち、中事業、研修費1,073万5,000円は、職員の研修に係る負担金及び出張旅費が主なものでございます。平成21年度は、救急救命士養成のため埼玉県救急救命士養成所に1名、消防大学校に2名、県の消防学校に20名の入校を予定しております。同じく中事業、事務費1,760万8,000円のうち被服購入費は、職員の安全を確保するため、平成18年度から4カ年の計画で更新しております。上下式防火衣及びヘルメット。ヘルメットは平成21年度で当初の計画のとおり全職員への配備が完了する予定です。

次に、大事業、事務費3,163万7,000円は、燃料費、光熱水費及び平成18年度に部分更新をしました消防緊急通信指令施設のリース料が主なものでございます。

次に、目2非常備消防費についてご説明申し上げます。

大事業、報酬、中事業、消防団員報酬3,104万円は、消防団員303人に対する報酬でございます。

大事業、消防団員退職報償金408万5,000円は、先ほど歳入で申し上げましたとおり、5年以上在職した退職消防団員20名を見込み、計上いたしました。

次に、大事業、消防用施設等管理費1,747万円のうち、次のページをお開き願います。中事業、自動車等購入費1,275万3,000円は、消防団第1分団第4部豊岡地区の消防ポンプ自動車購入費及

び購入に係る新規登録料、保険料等、諸費用を計上しました。

大事業、消防団活動費1,219万3,000円のうち、中事業、事務費636万1,000円は、消防団役員会議等の費用弁償や功労のあった消防団員への記念品及び消防団協力事業所への表示板の購入、消防団員の制服及び活動服、装備品等が主なものでございます。

大事業、女性防火クラブ運営事業87万7,000円は、女性防火クラブ員の報償費及び運営交付金等でございます。ひとり暮らしの高齢者宅の防火訪問や一般家庭における防火思想の普及啓発活動を実施しております。

次に、大事業、事務費1,094万5,000円は、車両の燃料代、消防団車庫の光熱水費、消防団員福祉共済制度負担金、退職報償金負担金が主なものでございます。

次に、目3 消防施設費についてご説明申し上げます。

大事業、消防施設諸工事費615万5,000円のうち、中事業、防火水槽整備事業500万円は、野田地区区画整理地内に貯水量40立方メートルの防火水槽1基を設置するものでございます。

大事業、消火栓設置費負担金865万5,000円は、水道部との協議により設置することになった消火栓22基の設置工事負担金です。

次に、大事業、消火栓維持管理費負担金1,995万9,000円は、市内に設置されている2,301基の消火栓の維持管理費及び調整工事等負担金を計上いたしました。

以上で消防関係の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長　　これよりに質疑に入ります。

まず、歳入の款14使用料及び手数料のうち所管のもの、款21諸収入のうち所管のもの及び歳出の款9消防費、項1消防費について質疑を願います。

山下委員　何年もしております、お尋ねするのが恥ずかしいのですけれども、実は実施計画と突き合わせてみて、一つわからないところがございます、ご配付いただいております市の実施計画の中で、第5章、安全で安心して暮らせるまちの消防関係のところを拝見いたしますと、平成21年度高度救急システム推進事業、これがあるわけなのですが、予算書の中ではどこに含まれているのか、ちょっと教えていただければと思うのですが。ご説明いただいて、聞き漏らしたのかなと思いをながらいるのですけれども。

委員長　　暫時休憩します。

午前10時01分　休憩

午前10時01分　再開

委員長　　会議を再開いたします。

消防総務課長　お答えします。

今の高度救急システム負担金と申しまして上げてありますのは、入間市高度救急体制運用負担金、こちらが127万5,000円です。それと、気管挿管病院研修負担金が30万円。

〔(予算書のどこに……) と言う人あり〕

消防総務課長　大事業の消防活動費2,834万3,000円の中に入っています。

これが先ほど申しました職員の研修関係とか、高度救急システム推進負担金として計上してあります。先ほど申しましたように、入間市高度救急体制運用負担金には127万5,000円、気管挿管病院実習負担金として30万円、それと西部第1地域メディカル協議会負担金として171万5,000円が入っています。

山下委員 そういたしますと、この番号で申し上げますと、23と24は一緒に予算措置されているということですよ。

〔(23と24というのは……) と言う人あり〕

山下委員 総合振興計画の実施計画の平成21年から23年までのところで、私、見て、突き合わせしているのですが、23と24が一緒になってということですよ。

消防総務課長 そうです。

山下委員 わかりました。済みません。

委員長 ほかにございませんか。

駒井委員 自動体外式除細動器、リース料は1台当たりどのぐらい。

参事兼警防課長 これは契約内容でも違うのですが、一応平成19年度に契約した分につきましては、1台4,100円に消費税。それから、平成20年度にしたものにつきましては、3,090円掛ける消費税ということになっております。

駒井委員 あと、これが盗難に遭った場合なんかは、盗難保険みたいなもの、入っているのかどうなのか。その辺のところは。

参事兼警防課長 特に入っておりません。その施設で施錠、室内で施錠ができるところに現在のところ設けてございます。

駒井委員 わかりました。

ただ、屋外でというか、小学校の庭とか、ああいうところで運動なんかしている場合に、屋内にあると、休みの日なんかだと中から取り出せないとか、いろいろな不都合が生じるような場合もあるのですが。

参事兼警防課長 小中学校の場合は、各学校と利用者のほうで話し合いで、使用できるような形をお願いをしています。

委員長 ほかにございませんか。

堤委員 防火水槽の整備事業なのですが、野田の区画整理整備地内ということなのですが、現在どのくらいの戸数が立地をされているのか、わかりますか。

参事兼警防課長 平成20年の4月1日現在で40トンの防火水槽については907基ということになっております。

堤委員 そうではなくて、野田の区画整理地内にどのくらいの住宅が今張りついているのかという、それわかりますか。

参事兼警防課長 住宅については、うちのほう、ちょっと戸数は把握してございません。

堤委員 たしか、これは野田の区画整理事業というのは年数的には5年以上も経過をしていますよね、事業開始以来。随時、住宅が建てられていると思いますけれども、今回、水槽整備する場所はどこへ設置するのですか。

参事兼警防課長 通称2号公園と言いまして、区画整理地を大きく分けまして、真ん中から十の字で分けた場合に西側のほうに公園用地が

ございまして、そこの位置に設置をする予定。東側です。西側です
ね。申しわけございません。旧の新光へ行くほうの道から、そ
こに当たっている、区画整理から当たっている道路が1本ござい
ますが、そこを東に向かって行って200メートルぐらいしたとこ
ろを南に向かった地点に公園用地がございまして、そこに設置の
予定でございまして。

堤委員　　そうしますと、ここの区画整理地内の全体の中で防火水槽の設
置計画というのは、この公園用地内に1カ所ということでのいいの
でしょうか。

参事兼警防課長　東側にも公園がございまして、そちらには、もう何年前
ですか、やはり公費で設置をしてございます。全体計画は3基で、
あと残り消火栓で一応水利基準に合うような形で配備を考えてお
ります。

堤委員　　これは時期的な問題だと思うのですけれども、こういった、い
ざといったときの災害用の水利ということですから、本来であれば住宅がそんなに張りつかない間に整備すべきものだと思うので
すけれども、たまたま災害がないから特に問題視はされないと思
いますけれども、こういう事前の計画というのは、むしろ事業の
そんなに進捗しない段階で整備計画に基づいて整備をしておく
という考え方が一般的だと思うのですけれども、今の住宅の張りつ
いている状況がちょっとわかりませんので、何とも言えないので
すけれども、その辺の基本的な考え方はどういう、防火水槽の整
備の手法としてはどうなのでしょうか。

参事兼警防課長 一応、今おっしゃられているように住宅が林立する前に
ということで、ある程度、区画整理の整備事業とあわせて、
公園が整備される前に防火水槽をつけてやるような形で考えてお
ります。

委員長 ほかにございませんか。

近藤委員 消防機器購入費の中の特殊災害に備えてというようなお話がご
ざいでしたが、その内容について、もう少し詳しく説明いただき
たいと思います。

参事兼警防課長 主なものは、先ほど消防総務課長のほうから申し上げま
した除染用のテントということで、これにつきましては、平成18年
に救助隊で備えなければいけない資機材というものがございまし
て、当市におきましては、その救助隊が、人口10万人以上という
ことで1隊設けてございます。その中で、NBC災害対応資機材
ということの中の一部で、除染用テントというものを一式設けて
なければいけないということで、今回その除染シャワー室、空気
で膨らませるシャワー室の中に一応除染用の散布機2式とそのシ
ャワーセット、あるいはそのシャワーを浴びたときの水を今度は、
そのまま拡散することはできませんので、水を吸い上げて、ほか
の簡易のタンクに回収する装置一式を購入するのがメインでござ
います。

近藤委員 その除染用テントというのは、大きさはどのくらいなのですか。

参事兼警防課長 ちょっと遠くて失礼なのですが、大きさとしましては、
1メートル50掛ける1メートル50の高さが2メートル60が主なも

のでございます。

山下委員 関連で、ちょっとお願いいたします。

消防署のほうには放射能関係の防護服も、ひょっとしたら備えていただいているのかなと思うのですけれども、それが万一汚染した場合、洗うといいましようか、落とす場所とか装置、それはいかがなっておりますか。

それと、先ほどのテント、水を吸い上げてタンクに回収して、その回収した先はどうなっているのか、そのあたりを教えていただければと思うのですけれども。

参事兼警防課長 一応さっき言われた放射線につきましては、使用後はそれ専門の業者に引き取っていただくような形を考えております。

また、除染につきましても、その水については、そういう専門の業者がおりますので、そちらのほうで回収していただくような手続になろうと考えております。

山下委員 そういたしますと、アスベストなどは最終処分のときにどこに保管してあるかとか、どこで最終的な処分を請け負ったかとか、書類に残すようになっておりますけれども、そのあたりはいかなのですか。

参事兼警防課長 それにつきましても、回収業者のほうはそういうものを提出することになっておりますので、うちのほうはその書類を確認でとどめるという形で考えております。

金子健一委員 金額でここに出ているわけではないのですけれども、救急隊の活動についてちょっとお聞きしておきたいと思っているので

すが、最近なかなか病院が受け入れてくれないということで、大きな社会問題になっているわけなのですが、入間市近隣での病院のそういう救急患者の受け入れ態勢というのはどんな形になっていますでしょうか。

参事兼警防課長 現在のところ、新聞等に載るような事案等は発生しておりません。

金子健一委員 具体的には、そういう受け入れ拒否とか、そういうものはなくて、基本的にはスムーズに受け入れてもらえているということでしょうか。

参事兼警防課長 そのとおりでございます。

田中委員 職員の関係なのですが、ここに書いてある職員給与費のところを見ると156人という形になっていると思うのですが、退職と、それから新規採用という形が毎年とられていると思うのですが、平成20年度から21年度に向けて何人退職して、それで新規採用については、平成20年度に何人採用していて、平成21年度どういう採用計画なのか、それについて伺っておきたいのですが。

消防総務課長 お答えします。

平成20年度の退職者につきましては4名です。4月採用は4名採用ということでございます。平成21年度につきましては、退職者は1名で、平成22年度の採用は1名を考えております。

以上です。

田中委員 昨年補正予算で、任用で採用しようとしてだめで、現の職員がその分、踏ん張っているというような話を聞いたのですが、

それが補正の中であったと思うのですけれども、現状でこの156人の体制の中でスムーズに回っていているものなのですか。かなり職員に負担かかっているというふうに理解してよろしいのか。

消防総務課長 再任用につきましては、予算編成時に、退職する方の希望をお聞きしまして、それで再任用希望がなかったため、再任用の給与は計上しておりません。

その中で、確かに156人で、厳しいところもございますが、皆さんお互いに協力して勤務を行っており、現在のところ支障はございませんので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

田中委員 今回の件は理解できました。

続いて、先ほど駒井委員さんからお話があったAEDの関係なのですけれども、関連するところから、まず先に伺っておきたいのですが、リース料が平成19年度が4,100円、それから平成20年度が1台当たり3,090円と、1,000円ぐらいの開きがあるのですけれども、これはどういう理由なのですか。

参事兼警防課長 これは納入業者が違うということで、機種は変わっております。機種は変わっておりますが、その1,000円の差については企業努力だというふうに理解しております。

田中委員 リース期間については、これは同じなのですか。何年で。

参事兼警防課長 5年という形をとっております。

田中委員 そのAEDのトータルの部分で改めてお伺いするのですけれども、市のほうでリースの形をとって整備して行って、それから寄

附で、金融機関ですよ、寄附の関係で結構入りましたよね。あと、そうすると維持管理、まずはその管理について改めてお伺いしたいのですが、現状でリースが何台で、それから寄附したのが何台、トータルとして何台あるというふうにお答えいただきたいのですが。

参事兼警防課長 寄贈とリースの関係で、現状ですと96台。それから、その内訳の中で、リースについては46台、ほかが市のものがございます。

それから、常用で、高規格救急車には4台ございますので、それは救急車として載っております。

以上です。

田中委員 そうすると、中身についてはわかったのですが、あとは管理の部分ですよ。維持管理の部分で、一般質問でもあったと思うのですがけれども、リースについてはある程度、業者対応というのですか、その部分、リースの契約の範囲内でやってくれると思うのですが、寄贈を受けた部分に対しての管理については、前にもだれか聞いたと思うのですがけれども、改めてお聞きします。

参事兼警防課長 一応うちのほうで、警防課が窓口ということで、今メール配信等できますので、公開羅針盤というシステムがございまして、それで毎年、半年に1回は消防本部のほうに、その機能が正常かどうかを報告していただけるような形で、今、維持管理をしております。

田中委員 わかりました。

あと一点ですが、119ページの消防施設費の中で消火栓維持管理費負担金、これございますよね。1,995万円。これについては、消防署のほうで払っている、維持管理をお願いしているというふうに認識してよろしいのですか。

参事兼警防課長 消防本部から水道部のほうへお支払いしているということですよ。

田中委員 これについては、消火栓の実際の維持管理、要は水が出るかどうかのチェックについても水道部のほうなのですか。どちらですか。消防署なのですか。

参事兼警防課長 水を出して確認する作業については、災害時以外は水道部のほうで、その消火栓維持管理費負担金の中でチェックしていただいております。

田中委員 そうすると、これは消火栓のふたの関係なのですけども、現状で今はふたがあかないとか、そういうような部分については、まずないというふうに考えてよろしいですか。

参事兼警防課長 消火栓のふたの開閉については、消防本部でも水利調査ということで毎年1回やっておるのですが、今、消火栓のふた自体が、テーパーとって、ふたが斜めで入っていきますので、大型車両等が通行でタイヤが載る部分、その辺の部分は非常にあかなくなる可能性がございます。そういうのも含めて水道部のほうは一応維持管理はしていただいております。

田中委員 となると、消防と、それから水道部の関係はわかったのですが、実際に火災のときにふたがあきづらいとか、あかない、そういう

場合がほとんどないというふうに理解してよろしいのですか。

参事兼警防課長 今までの災害出動で、常備消防のほうで、ふたがあけられなかったということは聞いておりません。

田中委員 わかりました。

山下委員 市のほうではなくて、ひょっとしたらこれは県議会のほうなのだと思うのですが、昨年、市の防災訓練ございますよね。そのときに彩の森公園、私、見学に行きましたら、入ってすぐのところに、左側駐車場のこっち、左側なのですが、やっぱり水をプールしてあるところがあるのですが、彩の森公園は委託になっているものですから、担当の方が2人来たのですが、水の出し方がわからなくて、そこに集合している、訓練で来ている近くの方々としばらく待っていたのですけれども、大変難儀をして、二、三十分、手間取っているのです。そういうところで、何か機会がございましたら、市のほうで心にとめていただけたらと思います。どうやってあけていいのか、話は聞いたけれども、出したことがないからということで、私もずっと出るまで一緒していたのですけれども、なかなか機械に不案内な方もおられましょう。ご指導いただければと思います。質疑でなくて、ごめんなさい。

委員長 答弁求めますか。

参事兼警防課長 水が出るというのは、防火水槽のわきの井戸でしょうか。

山下委員 そうです。それをタンクにくみ上げて出してみることをやるわけなのですが、何というのでしょうか、作動させる方法がよくわからないわけです。

参事兼警防課長　もし議員さんの言われたのが井戸のポンプのことでしたら、一応消防本部のほうは県との約束の中で、かぎをお借りして、一応消防本部の職員が行くと使用できるようには、うちのほうは話をさせていただきます。

そういうことで、消防本部の職員の方は出ますが、もしそういうお困りのようなことがございましたら、防災訓練の関係の防災防犯課のほうがその辺所管ですので、私どものほうからお話を、そういう訓練のときは必ず出るような状態をできるように、お話は進めさせていただきます。

山下委員　訓練のときというよりも、いざ何かのときに出るのが先だと思うのですけれども、委託ですから、適切なお指導をいただかないと、委託の方、今大変厳しい状況ですので、ご配慮しながらご指導いただければと思います。

委員長　ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長　なければ、歳入の款14使用料及び手数料のうち所管のもの、款21諸収入のうち所管のもの及び歳出の款9消防費、項1消防費についての質疑を終結いたします。

以上で消防所管のものについての審査は終了いたしますが、各部所管のもの審査がすべて終了するまで、討論、採決は保留といたします。

ここで休憩いたします。

午前10時26分　休憩

午前10時45分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、企画部所管のものについて審査を行います。

担当課長より順次概要説明を求めます。

なお、説明は歳入歳出一括として、主なものについて簡潔にお願いいたします。

概要説明

秘書課長 それでは、秘書課所管の予算の概要につきましてご説明を申し上げます。

秘書課におきましては歳出のみでございますので、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち所管のものにつきましてご説明を申し上げます。

予算説明書の38ページ、39ページをお開きいただきたいと思います。内容につきましては、39ページの下段でございます。

まず、秘書課の予算は、大事業の有功表彰事業費及び秘書事務費でございまして、予算総額は810万8,000円で、平成20年度当初予算と比較いたしますと、額にして18万3,000円、率にして2.21パーセントの減となっております。そのうち有功表彰事業費は55万6,000円でございまして、中事業、報酬につきましては、入間市表彰条例に基づく表彰審査会委員9人分の報酬です。中事業、有功表彰関係費につきましては、年の初めに開催をしております入間市表彰式並びに賀詞交歓会に係る経費を計上いたしております。

す。

次に、秘書事務費でございますけれども、755万2,000円でございます。そのうちの中事業、市長交際費につきましては、前年度に比較して20万円、率にして9.09パーセント減の200万円を計上いたしております。また、中事業、事務費の主なものとしたしましては、市長、副市長等の県外行政視察などに伴う特別旅費を68万4,000円、負担金としたしまして全国市長会負担金70万3,000円、埼玉県市長会負担金94万1,000円など、合計214万9,000円を計上いたしております。

以上が一般管理費のうち秘書課所管のものの概要でございます。どうぞよろしくご審議賜りますようお願いいたします。

広報広聴課長 広報広聴課の予算につきましては、歳入が288万8,000円でございます。

まず、歳入についてご説明申し上げます。お手元の予算説明書の31ページをお開きください。款17財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金のうち、31ページ上段の説明欄をごらんいただけますでしょうか。上から3番目の株式会社テレビ埼玉株主出資配当金4万4,000円は、平成20年度につきましては、入間市の持ち株4,400株に対して1株当たり10円の配当を見込みました。その下の入間ケーブルテレビ株主出資配当金の18万円は、平成10年度から10年連続で入間市の持ち株120株に対する1株当たり1,500円の配当を見込みました。

続きまして、予算説明書35ページをお開きください。款21諸収

入、項1雑入、目1雑入のうち、説明書35ページの説明欄をごらんいただきますと、上から8番目に水道企業会計ホームページ管理負担金の50万4,000円がございます。これは、市ホームページ再構築に伴いまして、市ホームページの管理運営に要する費用について企業会計分として負担金をいただくものです。

同じく雑入の説明欄の下から4番目に、有料広告掲載料216万円がございます。これにつきましては、ホームページのバナー広告掲載料と広報いるまの広告掲載料を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。予算説明書40ページ下段から43ページの上段までの目2広報広聴費に掲載してございます。新規事業、前年度と変更になっている点などを中心にご説明させていただきます。広報広聴費は、市民憲章推進費、広報費、広聴費、平和都市宣言推進啓発費の4つの大事業で構成されています。平成21年度の当初予算額は6,056万1,000円となっております。前年度より918万2,000円の減額となっております。この減額理由は、平成20年度に実施しました3つの中事業を予算化していないためです。3つの中事業とは、ホームページ再構築事業、市民意識調査費、そして市民便利帳作成費で、総額796万円でございます。そのほかに、平成21年度も継続して実施する事業費につきましては、122万2,000円の削減を行いました。

市民憲章推進費の34万8,000円につきましては、市民憲章の普及活動、そして実践活動への表彰に要する経費が主なものでございます。

広報費につきましては5,951万6,000円で、平成20年度よりも720万9,000円の減額です。減額の主な理由は、ホームページ再構築事業525万円が平成20年度で完了したこと。そして、市民便利帳78万8,000円分を官民協働事業で実施するためです。広報費のうち広報紙の発行費2,724万4,000円につきましては、広報いるまの発行に要する事業費ですけれども、前年度比で191万1,000円の減額です。印刷の仕様につきましては平成20年度と同一でございますけれども、印刷費の単価を見直し、減額いたしました。

続きまして、ホームページ管理事業507万1,000円につきましては、平成19年度、平成20年度に再構築を実施しました市公式ホームページが平成20年度に再構築を行いました携帯のモバイルサイトにかかわる機器等の保守管理委託料及び機器借上料並びにホームページを円滑に活用するための研修委託料等でございます。

続きまして、いるまガイドマップ作成費78万8,000円につきましては、2カ年使用できるように5,000部を作成するものです。

続きまして、テレビ広報制作費につきましては793万4,000円。入間ケーブルテレビを媒体といたしまして、映像を通してさまざまな情報を毎週1本制作しまして週14回放送します。また、そのほかに30分の特別番組を1本作成します。平成20年度と仕様は同じでございます。

続きまして、コミュニティFM広報放送費の1,770万7,000円でございますけれども、これにつきましてはエフエム茶笛によります放送委託料で、委託仕様につきましては平成20年度と同様でござ

ざいまして、5分間の定時番組を1日5回、そして20秒のスポットCMを1日1回放送するものです。

続きまして、広聴費9,000円につきましては、施設見学に係る保険料でございます。また、広聴費につきましては、平成20年度は3年に1回実施の市民意識調査を行っていたしましたので、その分、広聴費は大幅な減額となっております。

最後に、平和都市宣言推進啓発費68万8,000円でございますけれども、入間市平和都市宣言の趣旨に基づきまして継続している事業でございます。広島市平和記念式典への市民派遣、平和バスツアー、平和記念資料展の開催、平和ポスターコンクールなどの啓発活動に係る経費でございます。1万4,000円増額の理由につきましては、平和バスツアーの見学先であります丸木美術館の入館料と吉見百穴の入場料が値上げしたためでございます。それに対する増額です。さらに、平成20年度に初めて開催いたしました平和を願う講演会を平成21年度は2回開催いたしたく増額するものでございます。

以上で、広報広聴課が所管します予算の概要についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

企画課長 企画課が所管する予算の主なものにつきましてご説明申し上げます。

初めに、歳入でございますが、予算説明書22、23ページをごらんください。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目10特定防衛施設周辺整備調整交付金5,000万円は、特定防衛施設が所在する市

町村に交付されるもので、この交付金の使途は政令で定める公共施設の整備に対しまして市町村が任意に選択できるものであることから、平成21年度は加治丘陵の自然体験区域保全用地取得事業及び（仮称）山仕事の広場整備の実施設計に充当していく予定でございます。

続きまして、予算説明書28、29ページをごらんください。款16県支出金、項3県委託金、目1総務費委託金、節5統計調査費委託金1,151万2,000円は、県からの委託を受けて実施する各種統計事務に対する委託金です。平成21年度の主なものは、工業統計調査、経済センサス調査等でございまして、調査を実施する指導員、調査員の報酬等に充当されるものでございます。

続きまして、歳出予算につきましてご説明申し上げます。予算説明書44、45ページをごらんください。款2総務費、項1総務管理費、目8企画費の平成21年度の予算額は2,229万7,000円で、前年度対比231万4,000円の増額となっております。これは、男女共同参画推進センターの管理運営費の増が主なものでございます。以下、主な事業につきましてご説明申し上げます。

大事業、報酬31万7,000円は、女性問題協議会委員15人分の3回分の報酬で、平成20年度に引き続きまして、入間市における男女共同参画の推進に関する条例の基本方針につきまして審議していただく予定でございます。

次に、大事業、男女共同参画推進費のうち、中事業、管理運営費1,293万5,000円は、複合施設でございます男女共同参画推進セ

ンター及び市民活動センターの各種設備保守点検、光熱水費、土地借上料等の維持管理費用でございます。前年度対比大幅な増となっておりますが、センターの非常放送設備の老朽化により取りかえ工事のための工事請負費を計上したものでございます。

続きまして、予算説明書46、47ページ、目10基地対策費についてでございます。基地対策費16万2,000円は、基地関係の補助金申請のための旅費及び各種協議会負担金等の事務費が主なものでございますが、増額の主な理由といたしましては、ジョンソン基地跡地留保地の利用計画策定に向けた先進地視察費用を計上したものでございます。

続きまして、予算説明書60、61ページ、項5統計調査費についてでございます。平成21年度の予算額は2,833万円で、目1統計調査総務費は、主に統計担当2人分の人件費につきましてでございます。

予算説明書62、63ページにかけまして、目2基幹統計調査費は、毎年実施しております工業統計調査に加えまして、本年度は経済センサス基礎調査、全国消費実態調査、世界農林業センサス等を実施する予定でございます。

以上で企画課所管の歳入歳出予算の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

財政課長 財政課所管の予算につきましてご説明いたします。

まず歳入ですが、予算説明書14から15ページをお開きいただきたいと思っております。初めに款2地方譲与税であります、項1自動

車重量譲与税は前年度と同額の2億8,400万円を、また項2地方道路譲与税も前年度と同額の9,500万円を、それぞれ平成20年度の交付状況を参考に積算し、計上いたしました。

次に、款3利子割交付金、款4配当割交付金は、それぞれ平成20年度の交付状況等を参考に積算し、利子割交付金は前年度と同額の9,000万円を、配当割交付金は前年度対比4,800万円減の4,800万円を見込み、計上いたしました。

次に、款5株式等譲渡所得割交付金につきましては、平成19年度より3月交付のみとなりましたので、積算には大変苦慮しているところであります。当初予算積算に当たりましては、景気及び金融市場の動向等を考慮し、前年度対比2,400万円減の3,400万円を見込み、計上いたしました。

続きまして、款6地方消費税交付金は、平成20年度の交付状況等を参考に積算し、前年度対比4,500万円減の11億1,500万円を見込み、計上いたしました。

次に、14ページから17ページにかけての款8自動車取得税交付金は、平成20年度の交付状況から、前年度と同額の2億4,200万円を計上いたしました。

次に、款10項1地方特例交付金ではありますが、児童手当の拡充分の補てん財源である児童手当特例交付金は、平成20年度の実績額を参考に、前年度対比400万円増の6,700万円、また平成20年度に創設された住宅ローン減税の補てん財源としての減収補てん特例交付金は対象者が限られており、年末残高が経年に伴い減少す

ることから、前年度対比2,415万5,000円減の1億1,584万5,000円とし、項1の地方特例交付金としては、前年度対比2,015万5,000円減の1億8,284万5,000円を計上いたしました。

また、項2特別交付金につきましては、減税補てん特例交付金が廃止されたことに伴う経過措置として設けられた交付金で、前年度決算見込額と同額の6,300万円を計上いたしました。

次に、款11地方交付税ですが、前年度実績及び8月に国から示された概算要求等をもとに検討した結果、普通交付税は引き続き不交付と見込みました。また、特別交付税につきましても、概算要求等をもとに検討した結果、前年度対比5,700万円増の1億9,900万円を計上いたしました。

続きまして、ページが少し飛びますが、30から31ページの款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金ですが、市税等に減収が見込まれましたが、市民に直結した施策等、市民要望にこたえるため十分事務事業を精査し、経常経費等についても行政改革長期プラン前期実行計画をもとに見直しを図り、財源調整を行った結果、なお不足する額を補てんするため財政調整基金から7億円を繰り入れました。

次に、款20繰越金ですが、平成20年度の歳入の収納状況、歳出の執行状況等を考慮し、前年度と同額の5億5,000万円を計上いたしました。

歳入の最後になりますが、34から35ページの款22項1市債、目3衛生債、目7土木債、目8消防債及び目9教育債につきまして

は、最終処分場の用地取得事業ほか10件の適債事業を見込みました。

また、目13臨時財政対策債は、県から示された資料等をもとに前年度実績額の15.1パーセント増を見込み、前年度対比で1億6,828万5,000円増の12億8,593万1,000円を計上いたしました。この結果、市債総額では前年度対比4億7,368万5,000円増の24億8,693万1,000円の計上となりました。

以上で歳入の説明を終わりとさせていただきます。

続きまして、歳出ですが、ページが飛びます。142から143ページをお開きいただきたいと思います。款11項1公債費、目1元金、大事業、償還元金31億764万円は、昭和59年度から平成18年度までに借り入れた市債の償還金の元金分を計上いたしました。

次に、目2利子、大事業、償還利子5億3,076万6,000円ですが、昭和59年から平成20年度までに借りていた市債の利子の償還金であります。また、一時借入金利子462万4,000円、繰替使用等償還利子100万3,000円を計上いたしました。

最後に、146から147ページの款13項1目1予備費4,166万2,000円につきましては、緊急的な予算外の支出に対応するため計上いたしました。以上であります。

次に、予算書に戻っていただきまして、7ページから8ページをお開きいただきたいと思います。予算に定める債務負担行為及び地方債であります。初めに、第2表、債務負担行為であります。土地開発公社に対する用地取得の債務負担行為5件の合計6

億6,247万6,000円と、土地開発公社の自主用地の取得分2億円を追加しまして、8億6,247万6,000円を債務保証限度といたしました。

次に、第3表の地方債につきましては、最終処分場用地取得事業ほか10件の適債事業及び臨時財政対策債の借り入れ予定額、合計24億8,693万1,000円を見込み、計上いたしました。

予算書の1ページにお戻りいただきたいと思います。第4条の一時借入金につきましては、借り入れ最高額を30億円と定めたものであります。

また、第5条の歳出予算の流用につきましては、地方自治法の規定によりまして、人件費に係る予算額に過不足が生じたときに、同一款内であれば各項間の流用ができる旨の定め書きであります。

以上で財政課所管の予算の説明を終わりにさせていただきます。よろしく願いいたします。

企画部参事兼職員課長 職員課所管のものについてご説明申し上げます。

初めに歳入でございますが、予算説明書32、33ページをお開きください。

款21項5目1雑入の説明欄、上から2番目でございます。雇用保険料被保険者負担金685万2,000円は、嘱託職員及びパート職員等の雇用保険に係る本人の負担分でございます。

次のページの説明欄、下から6番目の埼玉県後期高齢者医療広域連合派遣職員給与費負担金822万6,000円、その下の彩の国さい

たまづくり広域連合派遣職員給与費負担金762万円は、派遣職員にかかわる職員給与費をそれぞれ広域連合から受け入れるものでございます。

次に、歳出でございますが、38ページ、39ページをお開きください。款2項1目1一般管理費における職員課所管のものについて、前年度と比較して大きく変化をしているものについてご説明申し上げます。大事業の給与費22億6,920万2,000円は、前年度当初予算対比1,726万5,000円の減額となっておりますが、その主な要因は、一般職6人、嘱託職員4人、計10人の減によるものが主なものでございます。

次に、40ページ、41ページをお開きください。大事業、中事業の職員福利厚生事業費、小事業、職員福利厚生費補助金1,297万円は、前年度対比434万1,000円の減額、下の小事業、福利厚生事業費834万2,000円、前年度対比473万2,000円の増額は、嘱託、パート職員の福利厚生事業を共済会へ助成金として予算計上しておりましたが、平成21年度から直接勤労者福祉サービスセンターへ直接委託することとし、予算を組み替えたことによるものでございます。

なお、厳しい財政状況にかんがみ、引き続き市長、副市長の給料の減額及び課長職以上の管理職手当の削減を継続いたしております。

以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。

まず、歳入の款2 地方譲与税、款3 利子割交付金、款4 配当割交付金、款5 株式等譲渡所得割交付金、款6 地方消費税交付金、款7 ゴルフ場利用税交付金、款8 自動車取得税交付金、款9 国有提供施設等所在市町村助成交付金、款10 地方特例交付金、款11 地方交付税及び款12 交通安全対策特別交付金について質疑を願います。

田中委員 交付金がいろいろあるわけなのですけれども、全体として国から出てくる金というふうに理解するのですけれども、それでその中で、今の経済状況、この予算の見積もり時期が昨年11月とか聞いているのですけれども、2月議会だから、しょうがないのかなというふうに思っているのですけれども、この見込みに関して、まず全体的な部分で、景気動向にすごく影響されると思うのです。ということは、施政方針の中でも、景気は下降局面の長期化、深刻化を懸念しているというふうなうたっている。平成21年度の景気動向について、まずどういうふうに考えているのか。それによって、この各交付金の見込額にかなりの狂いが生じてくるのではないのかな、そういうふうに懸念しているものですから、まずその点について伺っておきます。

財政課長 ただいまのご質疑の財政課所管の款2 から款12 ぐらいまでの交付金関係だと思っておりますが、ご指摘のとおり、経済情勢、景気の動向等に、交付時期の直近の状況にかなり影響を受けると認識しております。したがって、平成21年度の交付状況等をよく注視しながら、その対応については補正等で対応していきたいと。

今現在、国から示されております、ちょっと予算編成に間に合いませんでした地方財政対策等を見る限りでは、まだ項目によって、ちょっと言葉は悪いのですが、でっこみ、引っ込みあるのですが、特に地方消費税交付金等につきましては、国の景気対策等も考慮した配分が予定されて、私どもの見込みよりは増額になっている部分もあります。したがって、今の時点では款2から款12までの全体的な状況ですと、とんとんといいますか、若干増額ができる程度の予測になっております。ただ、これは、先ほども言いましたように、交付時期の直近の景気動向等が影響しますので、よく交付状況を注視しながら補正で対応させていただきたいと思っております。

田中委員 大体基本的な考え方はわかりました。

それから、幾つか個別的に聞いていきたいのですが、まず款4の配当割交付金なのですが、この予算参考資料を私今見ているのですが、前年度当初に比べて減で見込んでいるということなのですが、平成20年度の決算見込額を3,000万円で見えていますよね。前年度実績をもとに算出しましたと。平成21年度当初予算では4,800万円を見込んでいるのですが、これは確保できるというふうに判断してよろしいのですか。

財政課長 配当割につきましては、算定時期のときでは、まだ8月の交付分のみの状況で判断せざるを得なかった。配当割等につきましては、年3回、8月、12月、3月の3回の交付なのですが、そのときの状況では、前年度対比では半分程度を予定させていただいた

わけなのですが、その後、最終補正を計上させていただく見積もりの時点では、委員さんご指摘のように、さらに景気の悪化といえますか、後退傾向がありましたので、決算見込額を3,000万円とさせていただいた開きがあります。したがって、この配当割につきましては、先ほどの交付状況の中では減額が予測される項目ではあります。

田中委員 どこかで補正するのでしょうかけれども、減額が見込まれるというふうに理解していいわけですね。

財政課長 はい。

田中委員 次に、款6の地方消費税交付金に関してなのですが、今説明があったとおり、国の景気対策も踏まえた上でこの金額を見込んでいるということなのですが、先ほどと同じく平成20年度の決算見込額で10億8,500万円というような数字を出していますよね。これも平成21年度の当初予算額では、前年度当初よりも若干低目、11億1,500万円というような数字を出しているのですが、これについても、先ほどの説明では、これは確保できそうというようなお話だったので、これについての減額せざるを得ない状況が今後の景気動向の中では発生してくるというふうに見てよろしいでしょうか。

財政課長 地方消費税交付金につきましては、先ほどの交付時期が若干ずれて、6月、9月、12月、3月の年4回で、算定期間につきましては9月までの交付状況で積算をさせていただきました。その中で、最初にご答弁させていただきました国の資料等に基づい

て、今現在、分析をしますと、今回計上させていただいた額よりも約1億3,700万円ぐらいの増額が、今の時点でも国等の全国的な試算ですと見込まれるということなのですが、やはりこれも今後の景気動向等によって消費の冷え込み等も予測されておりますので、交付状況等を精査しながら補正で対応させていただきたいと考えております。

田中委員 国の試算から判断して、これも増額になるというような考え方なのでしょうけれども、今のこの景気動向からすると、かなり冷え込んでいますね、消費マインドについてはね。これ最終購入だけではなくて、企業間の取引の中での発生する消費税もありますけれども、トータルで考えたときにはどう考えても今より悪くなるのではないかなというふうに見ているのですけれども、実態経済の中でね。国の示す考え方と実際のこの現状で動いている景気動向から判断して、担当課として実際のところどういうふうにとらえているのか、改めて伺います。

財政課長 今現時点でも景気動向を注視すると、毎日のように自動車産業ですとか、電機メーカー等、いろいろ職員の削減等、かなり厳しい、あるいは減収が予測されるとかという報道があるわけなのですが、現在、国のほうで平成20年度においては1次、また今2次補正等、それと平成21年度の当初予算ということで、3段階での景気対策を検討されております。これについては、私どものほうでは、うまく景気に反映されていくことを期待している状況であります。

また、平成21年度の経済財政運営の基本的な態度ということで政府が表明しております当面景気対策を注視していくということですので、それらについても着実に実行されることを期待して、それらの成果が平成21年度中には出てくるものと思っております。

田中委員 ということは、今のお話ですと期待値という部分が非常に多いのかなと思います。今、国で予算審議やっていて、それが実行に移された段階でどういう結果が出てくるか。それによって、ある程度の見込みは読めると判断してよろしいのでしょうか。

財政課長 現在審議されている国での2次補正ですとか、当初予算の経過等を踏まえて、ある程度期待をしているところではあります。

田中委員 しつこいようなのですけれども、最終的にどこかで、ふえれば別に問題ないのですけれども、歳入が足りなくなってくるというような、交付金の関係で。これ読まなければいけないと思うのです。それを考えたときに、それをどの時点で判断していくのかなというのは、ちょっと私どもにはわからないものですから、財政当局として、例えば9月補正のころとか、12月とか、あると思うのですけれども、どの段階で基本的には、通常ですと考えるものなののでしょうか。

財政課長 まず、今私どものほうで考えておりますのは、普通交付税の算定のときにあわせて地方特例交付金関係、あるいは臨時財政対策債の発行可能額等が計算できますので、それらについては、よほどことしのように国会が長引いて算定がおくれない限りは9月補

正で対応していきたい。それと、その他譲与税含めた交付金関係等につきましては、12月の交付までをちょっと状況を見て判断させていただきたいなということで、早いものであれば12月に間に合うのは出させていただきます。最終的には最終補正、3月議会でご提案させていただくような形になろうかと思えます。

田中委員 大体わかりました。

次に、款8の自動車取得税交付金、これについて平成20年度の決算見込額2億4,200万円、平成21年度当初予算でも同額を見込んでいると。先ほどの話の一連になるのですけれども、今の自動車関係、特に悪いですよ。これがやっぱり見積もったのが去年の11月だと思うのですけれども、この数字についてはどうなのでしょう。

財政課長 自動車取得税交付金につきましては、ただいま議員さんおっしゃられるように、平成19年度が約2億9,000万円ほどの実績がありました。平成20年度当初予算を積算するときに、約5,000万円程度の減額という大幅な減額を見込んで、その後8月分の交付状況なのですが、その時点では前年同月対比ではおおむね同額程度の交付を受けておりました。ただ、その時点からかなり輸出等の景気動向が思わしくなかった部分もありましたので、平成19年度の決算額まではいかないだろう。ただ、平成20年度の予算程度は、引き続き交付していただけるのかなという見込みで積算はさせていただいております。ただ、ご指摘のように、その後、さらに自動車産業等かなり影響を受けておりますので、これについても交

付状況を見きわめて補正で対応させていただきたいと考えております。

田中委員 今の点はわかりました。

次に款10なのですが、地方特例交付金、これに関してなのですが、同様の質疑の仕方なのですが、平成20年度決算見込みで2億4,800万円、平成21年度当初予算で1億8,200万円と、かなり低く見込んでいると。そういう中で、前年度実績等をもとにということなのですが、具体的に平成20年度の児童手当特例交付金、それから減収補てん特例交付金、この金額については大体幾らぐらいなのでしょう。

委員長 暫時休憩します。

午前11時24分 休憩

午前11時25分 再開

委員長 会議を再開いたします。

財政課長 地方特例交付金の中の、まず児童手当特例交付金の平成20年度の見込みですが、6,792万3,000円であります。それから、減収補てん特例交付金ですが、これが1億8,033万5,000円となっております。

田中委員 ということは、まず伺いたいのですが、この児童手当特例交付金は大体見積もりの数字、平成21年度の見積もりの数字と変わらないと思うのですが、減収補てん特例交付金については、かなりの差があるのですが、その反映はしないということなので

すか。ということなのでしょう。

財政課長 この減収補てん特例交付金につきましては、住宅のローン減税の減収分の補てん財源になるのですが、この対象者が、平成11年から平成18年中に入居された方という限定があります。その方の借入金の残高が経年で減少していくというのが見込まれましたので、減額の形で計上させていただいています。

田中委員 わかりました。

最後に地方交付税の関係なのですけれども、先ほどの予算参考資料の18ページを見ているのですけれども、まず基本的な部分でお伺いしたいのですが、基準財政需要額、これについては平成20年度と21年度を比べていると、かなりの減額になっていますよね。それから、もう一点、基準財政収入額、同じくこれについても減っていると。差額については、前年度よりも交付基準額についてはゼロに近づきつつあるのかなというふうに理解しているのですけれども、この基準財政需要額の減額の要因と収入額の減額の要因、これについて伺っておきます。

財政課長 普通交付税の算定におきまして、まず基準財政需要額のほうなのですが、これにつきましては、8月来から国から示されている概算要求等をもとに積算をさせていただいたわけなのですが、臨時財政対策債への振りかえの増額がその時点で見込まれておりました。その率ですが、大体15パーセント程度の振りかえの増額がありましたので、基準財政需要額全体では前年度対比で1.2パーセントの減を見込ませていただいております。

また、同じく基準財政収入額につきましても、国の概算要求等、あるいは県の資料をもとに検討させていただいて、法人税割を含め全体的に減額ということで、前年度対比1.4パーセント減を見込ませていただいた結果であります。

田中委員 大体中身はわかったのですけれども、要は交付団体であるか、不交付団体であるか。交付団体だから、昔だったら当然いい財政内容だねというような話だと思えるのですけれども、今は逆に不交付のほうが、国からお金を、簡単な言葉で言うと引っ張り出せると。要は、その交付税だけに限らず、補助金の関係の補助率、これに関しても結構カットされているということを見ると、不交付であることが決してプラスではないと私は思っているのです。交付団体に逆に、数字をいじると言ったらおかしいのですけれども、交付団体により近づけるためにはどうしたらいいのかなというようなことも考えているのです。そういう中で、費用単位と測定単位と、それから補正係数、これの合計額、累計額がそれぞれの基準額の算出根拠だと思えるのですけれども。と考えたときに、財政課として、例えばどこをふやせば不交付から交付に移りやすいのかなというような考え方というのはお持ちでしょうか。

財政課長 大変難しい問題なのですが、算定項目が、簡単に言いますと、人口あるいは、例えば人口をもとにして、社会福祉関連ですと65歳以上の人口ですとか、あるいは小中学校の数、あるいは幼稚園の数等をもとにしてやっておりますので、作為的でなければ、一番は人口が右肩上がりです上がっていただければ、

る。一つには、私たち起債を発行する際にも、不交付団体といいつながらも、後々また交付になった場合を想定しまして、何でも借りればいいということではなく、借り入れ先あるいは借り入れるものについては、交付税算入されるものを中心に起債を選んでおりますので、起債のほうは将来的な借金ですので、それよりは、やはり人口等の増加傾向がずっと続くほうがいいかなというふうに考えております。

田中委員 最後に、先ほど申し上げた補助金等の補助率の関係なのですが、要は3分の2が2分の1になったり、それ以下になっている場合もあると思うのですが、企画財政として、その不交付による補助金の損失分というのですか、それどれくらいを考えているのでしょうか。

財政課長 補助金で、臨時的なものはちょっと今手持ちにないのですが、経常的なものとして、よく昨年ですか、新聞報道ありました県の補助金等で福祉3医療の関係、乳幼児医療費の補助金、あるいはひとり親家庭の医療費の関係、あと重度心身障害者医療補助、これ等3件では、おおむね3,600万円程度の補助率が下がったことによる減額を、これが平成21年度当初ということでとらえております。

田中委員 ほかにもあると思うのですが、全体として把握はしておられますか。

財政課長 現時点ではその把握はしておりません。

田中委員 わかりました。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款2 地方譲与税、款3 利子割交付金、款4 配当割交付金、款5 株式等譲渡所得割交付金、款6 地方消費税交付金、款7 ゴルフ場利用税交付金、款8 自動車取得税交付金、款9 国有提供施設等所在市町村助成交付金、款10 地方特例交付金、款11 地方交付税及び款12 交通安全対策特別交付金についての質疑を終結いたします。

次に、款15 国庫支出金のうち所管のもの及び款16 県支出金のうち所管のものについて質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款15 国庫支出金のうち所管のもの、款16 県支出金のうち所管のものについての質疑を終結いたします。

次に、款17 財産収入のうち所管のもの、款19 繰入金のうち所管のもの及び款20 繰越金についての質疑を願います。

田中委員 財政調整基金の繰入金はここでいいのですよね。

委員長 はい、こちらです。

田中委員 財政調整基金については、平成20年度の末残高が11億5,000万円、それから7億円繰り入れて、残高が4億5,000万円というふうに理解しているのですが、基本的な考え方の中で、財源調整の中で最終的には財政調整基金を活用していると。年度途中で繰り戻しているというふうには理解しているのですけれども、昨年も一定金額を残すような形とっています。今年についても、この4

億5,000万円残したというその根拠というのですか、その部分について、基本的には財源調整の部分でこの財政調整基金の繰入金があると思うのですけれども、もう一つは市債対応という部分もあると思うのです。市債で対応するのか、財政調整基金で対応するのか、その中で最終的に財調を幾ら残して、幾ら繰り入れて、それによって市債のほうを幾ら発行しなければいけないという部分出てくると思うのです。それ考えたときの基本的な考え方で、昨年と同様程度の金額。本当だったら、もっと残したいと思うのですけれども、最低線これぐらいはとっておかなければいけないと。昨年、企画部長はこんなふうにも言っていたような気もするのですけれども、その点についての基本的な考え方、それについて伺います。

財政課長 財政調整基金につきましては不測の事態に対応するためのということで、目標としましては、再三部長等もお話ししているように、標準財政規模の10パーセント、入間で言いますと約23億円程度が必要になると。ただ、それに向かって進んでいくわけなのですが、昨今の厳しい状況の中ではなかなかそこまで行かないのですが、当初予算を積算するに当たって、まず幾らを残すという前に、やはり歳入を精査し歳出を精査した中で、今ご質疑の市債につきましても、できる限り活用を図った中での差額、不足額を7億円入れざるを得なかった。ただ、私どもとしましては、5億円以上の残高を確保したかったなというのは基本的な考えではありません。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款17財産収入のうち所管のもの、款19繰入金のうち所管のもの及び款20繰越金についての質疑を終結いたします。

次に、款21諸収入のうち所管のもの及び款22市債について質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款21諸収入のうち所管のもの及び款22市債についての質疑を終結いたします。

次に、歳出の款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち所管のもの、目2広報広聴費、目3財政管理費、目6財政調整基金費、目7公共施設整備基金費、目8企画費及び目10基地対策費について質疑を願います。

金子健一委員 ここでいいのか、ちょっと聞きたいのですが、行財政改革長期プランの前期実行計画はこの項目でいいのでしょうか。

委員長 はい。

金子健一委員 平成21年度から滞納者サービスを制限するということが始まると思うのですが、その具体的な内容について少しお聞きしたいのですが。

企画課長 このことにつきましては、企画課担当主幹より説明させていただきます。

企画課主幹 ただいまのご質疑にご説明いたします。

滞納者サービス制限につきましては、行政改革長期プランにお

きましてその目標年度を定めてございます。これらのところにつきましては、平成21年度からその検討に入るところでありまして、現在のところ具体的にご説明できるような具体的な検討には、まだ入っていないという状況でございます。

以上でございます。

金子健一委員 検討に入ること、検討だけで、この先どうなっていくのかなというのが心配なのですが、基本的な考え方としては、その滞納者に対する市民サービスを制限するという考え方、この点について、私は行革路線の最悪のものではないかというふうにも思うわけなのですが、これが今批判を浴びて、見直しが求められているような、そういう風潮にもなっていると思うのですが、これはやっぱりあくまでも推進していく方向なのでしょうか。

企画課主幹 基本的な考え方としましては、市民生活に直結するような、いわゆる生活に影響があるような部分というのは極力避けようというのが、まず大前提でございます。ただ、例えば市の補助金にかかわる部分、それが生活というよりも、例えば生け垣の補助ですとか、こういったところで何かしらの滞納がある方に対して、広く市民にご理解をいただけるような事業がないかといった部分でチェックを進めているところでございまして、実施が大前提ということではなく、均衡化、いわゆる納税の均衡という視点から見直すべきところがないかといった視点から現在検討を進めているところでございます。

以上でございます。

金子健一委員 内容はわかりました。

委員長 ほかにございませんか。

田中委員 説明書の39ページ、職員給与費の関係なのですが、行革との関連から伺いたいのですけれども、行革の長期プラン前期実行計画では、平成22年4月までに1,055人体制をとるというような形だと思うのです。予算説明書の129ページ、ここを見るとわかりやすいと思うのですが、本年度については、1,209名うち32人は短時間勤務というような形だと思うのですが、平成21年の4月、それから来年の4月、1年間あるわけですね。そういう中で、1,055人体制まで持っていけるといふふうに理解してよろしいのでしょうか。

企画課長 1,060人から1,055人体制に、毎年5人ずつ、トータルの中で減員していく予定で進めております。可能であると思っております。

田中委員 基本的な部分で、具体的なところで、今退職者、非常に多いですよ。ことしの4月の時点での退職者の状況、それから新規採用予定の状況について伺っておきます。

企画部参事兼職員課長 3月31日末退職者38名でございます。それにかわりまして、新規採用職員については35名ということになってございます。

以上です。

田中委員 まず、その38名の退職予定者の再任用の関係についてはどうなのでしょう。

企画部参事兼職員課長 再任用につきましては、本人の希望に従いまして再任用をするという形をとってございます。

以上です。

田中委員 それはわかるのですけれども、具体的にどのような。ここでは出ていないのでしょうか、説明は。38名が退職する中で、再任用を求めているわけでしょう、実際には。その実数はどうなのでしょうか。

企画部参事兼職員課長 一般会計分の中で18名が希望しております。

田中委員 職員課ですから、一般会計でなくて特別会計の部分も。区画整理関係の人数の関係もそちらですよ。

委員長 暫時休憩します。

午前11時45分 休憩

午前11時46分 再開

委員長 会議を再開いたします。

答弁されますか。

企画部参事兼職員課長 今、資料を。

委員長 暫時休憩します。

午前11時46分 休憩

午前11時46分 再開

委員長 会議を再開いたします。

ただいまの質疑については保留をいたします。

ほかにございますか。

田中委員 新規採用については35人ということですが、この一般と、それから労務の関係はどうなっているか。全部一般ですか。

企画部参事兼職員課長 一般事務職が19名、それから障害採用ということで1名、それから技術、これは建築になりますけれども、1名、それから保健師1名、管理栄養士2名、保育士7名、消防士4名ということでございます。

田中委員 中身については大まか理解しました。

それから、一連の職員数を減少していく中で、パート職の対応というような部分が非常に傾向としてあるわけなのですけれども、現状での新年度始まる段階でのパート職員の動向についてはどういうふうにとらえているのでしょうか。

委員長 暫時休憩します。

午前11時48分 休憩

午前11時48分 再開

委員長 会議を再開いたします。

企画部参事兼職員課長 パートの職員数でございますけれども、354人を計上してございます。前年度が351人ということでございますので、増加をしているということでございます。

田中委員 大まかなことはわかりました。

あと、今、人数の面での行革に対しての達成は何とかできるというようなことがあったのですけれども、一方、人件費総額での

5年間の推計見込み出していますよね。それについてはどうなの
でしょうか。

委員長 暫時休憩します。

午前11時50分 休憩

午前11時51分 再開

委員長 会議を再開いたします。

企画課長 行政改革の件につきまして、企画課担当主幹より回答させてい
ただきます。

企画課主幹 行政改革プランで、まず人件費の目標額としましては、約
1.5億円を削減するといった目標値が定まっております。これ
は、目標年度が平成23年度ということになりますけれども、平成
23年度の決算数値ということになります。平成21年度の当初予算
におきましては、対前年度の当初予算と比較しまして7,600万円
程度の削減をしていく、7,600万円の削減を対平成20年度と比較
しまして削減をしていくということでございまして、長期プラン
の目標としましては平成23年度目標値1.5億円につきましては、
このまま進めば順調に達成できるという推計を立ててございま
す。

以上でございます。

田中委員 そういう中で、削減努力はされていると、十分理解はしていま
す。ただ、共済費の関係が、人数減らしているにもかかわらず、
実際には前年度対比で3,000万円近く上昇していますよね。この

中身について若干詳しくご説明願えればと思います。

企画部参事兼職員課長 共済組合の負担金の率が、これが上昇しているということが主な要因でございます。長期の負担金率で2.2125というように形でふえておりますので、1,000分の122.9625というようにすることで、比較しますとプラス2.2125、そういうような率の上昇があるということが大きく影響しているようでございます。

以上です。

田中委員 共済の関係ですから、今、掛け率が2.2125、1,000分の2.2125上昇していると。その上昇要因を、大体わかるのですけれども、改めて伺っておきます。

企画部参事兼職員課長 共済組合そのものの総体の中での、要するに加入、埼玉県内ですけれども、市町村、そういう部分がやはり今の状況の中で、医療だとか、それからあと介護にしてもそうですね。ふえてございますので、そういう部分で対応するために負担金をふやしていくというような形になっている。それが主な上昇の原因だと、このように思っております。

田中委員 退職者の関係はここではなかったですか。

企画部参事兼職員課長 同じです。

田中委員 退職者の関係について、毎年7億円だか、出していますよね。

正確な数字は思い出せないのですけれども、その上昇傾向というのはどうなのですか。

企画部参事兼職員課長 総合事務組合についても負担金がやはり上昇しているということで、平成21年度当初予算におきましては給料表の

給料月額1,000分の215ということで予算を計上してございます。1,000分の205から1,000分の215ということで、やはり大幅な上昇がされておりますので、こういう、やはり団塊の世代の退職、その他に伴いまして、やはり掛金を上げていかないと、かなりきついものがあるということだと思います。

以上です。

田中委員 ということは、共済の関係が人数が減って、なおかつその段階での総合事務組合の負担金が、共済費が上がっているということでは相当な上昇率というふうに判断せざるを得ないのです。そう考えたときには、今後もますます上昇するというふうにとらえてよろしいのでしょうか。

企画部参事兼職員課長 一応総合事務組合も、長期的な予算計上をするために、いつまで上げたらいいかというような形で示すものはあります。それで、とりあえず負担金については1,000分の215が、これがことしの分。それから、最終的には35まで上がるという試算をしております。ですから、今より年々また上昇していくというのが基本的な形になってくるかなと思っております。

以上です。

田中委員 35というのは235ということですか。

企画部参事兼職員課長 そうです。

田中委員 235まで上がるとなると、金額ベースでどれくらい。

企画部参事兼職員課長 金額ベースではちょっと試算が出ていないということなので、その都度やっていく部分もありますので、上昇的に

は必ず上がっていくということなのですけれども、全員の負担の部分がそれぞれ変わってきますので、若干そのものについては、今現在まだ見込んではいないということです。

田中委員 確認なのですけれども、とすると行革で人件費を削っていく中で、全体経費を落としてはいるのですけれども、その中で共済費はまだまだ上昇傾向にあると。ということは、行革の効果が人件費に関しては薄くなるというふうにとらえてよろしいのでしょうか。

企画課長 企画課の政策担当主幹より報告をさせていただきます。

企画課主幹 先ほど私のほうが説明いたしました7,600万円につきましては、ただいまの共済組合、また総合事務組合負担金も含めましての効果額ということでご理解をいただきたいと思います。したがって、単純に、その上昇がなければ、当然のことながらその効果は大きくなりますけれども、その分もある程度見込みながら、これらの長期プランということを設定しているということもございまして、ご理解いただきたいと思います。

企画部長 行革で進めている数字と、それから職員の持っている数字が全く乖離するわけではなくて、行革で出している目標額に合わせようとしていますので、今の数字はすべて1億5,000万円減になっていくというのは、現在の給与の削減の状態と、それから共済組合と総合事務組合が上がったとしても、それだけの効果を上げるという試算をしているわけです。そうでないと全く意味がないので。したがって、総人件費を抑えるということでもありますので、

そうご理解いただければと思います。

質問者がおっしゃるように、給与は削減しているけれども、ほかのところが上がってくるのではないかと。確かに総合事務組合のほうの状況もかなり上がってきたわけですがけれども、これもある面、団塊の世代が退職してくると総合事務組合のほう下がってきますし、共済費は上がりますけれども、全体的にはやはり人件費は下げる方向に今全部いっていますので、今後下がるという状況になります。行革のほうで出している数値が基本的にはベースになります。それに合わせていく形になりますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

委員長 よろしいですか。

田中委員 いいです。

委員長 では、委員長から申し上げます。先ほどの田中委員の質疑に対する答弁、出ますか。

企画部参事兼職員課長 実際22人が希望しているということでございます。

委員長 よろしいですか。

田中委員 結構です。

委員長 では、ここで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、歳出のうち款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち所管のもの、目2広報広聴費、目3財政管理費、目6財政調整基金費、目7公共施設整備基金費、目8企画費及び目10基地対策費についての質疑を行います。

引き続き質疑願います。

山下委員 総務管理費関係でお尋ねいたします。

午前中、職員の定数削減、あるいは再任用の状況、パート職採用の状況等伺っていたわけなのですが、市民の方からいたしますと、今市役所の中で、行政改革の数値に近づくような方向で努力がされていることは承知はしていても、職員の方の働いておられて、やる気の問題とか、あるいは人間関係とか、そのあたりがいかになっているのかということが、予算編成に関して伺っておいていただければというふうに寄せられているのですけれども、こうした状況に対してはいかがでございましょうか。まず、伺っておきたいと思うのですが。

企画部参事兼職員課長 確かに職員数が削減されており、それでパート職員だとか、嘱託職員というような形の配置をされておりますけれども、職員のやる気そのものは、以前に増して、やはり少ない人数で、とにかくやらなくてはいけないという形で、職員自身はそういう自覚のもとでやっているのが現状だと思います。それぞれ大変さはあるにしても、与えられた仕事をやるこなしていくということが、やはり自分たちに課せられている使命という自覚をもとに日々仕事に励んでいるという状況であると私は確信しており

ます。

以上です。

山下委員 国もそうですけれども、押しなべて今、民間が厳しいということで、公務員を攻撃すれば、批判をすれば、皆様、何となく胸のつかえがおさまるみたいな傾向ありますよね。でも、市民の方の中には、同じ働く者同士が相対していがみ合うような状況というのは、地域全体として考えた場合に決して好ましい傾向ではないというふうに承知している方も、わずかではございますが、いるわけですよね。そういうことからいたしますと、減らしていった、退職なさっている職員の方も、年度ごとに発表して数字はわかるわけですが、実際、定年退職でおやめになっているのか、あるいはその数年前からおやめになるのか。よく民間で言うような肩たたきの実態はあるのかどうか、そのあたりお願いいたします。

企画部参事兼職員課長 基本的に、肩たたきという形で早くやめてくださいというようなことはございません。あくまでも自分の都合によって先におやめになるというような形はございますけれども、肩たたきという形でやめてくださいというようなことはございません。

山下委員 そういう場合と病気によって長期欠勤というのでしょうか、あるいは休職なさっている方々についてはいかがでございましょうか。十分保障されているかどうか。

企画部参事兼職員課長 病気等についても、条例に従った形で、病気なのだからやめてくれというようなことではなくて、その方が一日も

早く病気を改善して勤務できるように、こちらも支援していくというのが基本でございます。

以上です。

山下委員 やめた方の分をパート職で対応するケースがかなりあるのではないかと思うのですけれども、このパートの採用の方は、契約というのでしょうか、半年か、1年か、そのあたりいかがなっておりますでしょうか。

企画部参事兼職員課長 基本的には半年単位で契約をしていると。パートの雇用については、その必要な期間がございますので、例えば1年育児休業のかわりに行うということでも、とりあえず6カ月の契約をして更新をしていくというのが基本になってございます。

以上です。

山下委員 以前、私、一般質問で職員の方の雇用形態に触れたときに、以前は1年契約であったものが半年ということに、その後変わって、若干誤解されたような面があったのですけれども、パート職につきましても、そういたしますと権利状況は十分保障されていると受けとめてよろしゅうございますか。

企画部参事兼職員課長 はい、そのとおりでございます。

山下委員 次に、企画費のところでは1点伺っておきます。

男女共同参画推進費が認められますけれども、こういう時代状況になりますと、大変女性の方が困難な状態に直面するケースがあるのではないかと思うのです。それで、男女共同参画、女性政策といいますと、市が実施しているいろいろな事業について、女

性政策の目から見た場合どうなのか、そんな目が必要ですよ。そうした中で予算編成が行われたかどうか、この点、伺っていただきたいと思います。

企画部副参事（女性政策担当）兼男女共同参画推進センター所長 お答え申し上げます。

企画費の男女共同参画推進費について、センター等で実施する事業につきましては、やはり女性の視点からの部分で必要な部分の意識啓発とか、また必要な事業、相談事業などについて、そういった視点で予算編成を行っております。

ただ、男女共同参画につきましては、担当のみが推進するわけではございませんので、やはり全庁的にそれぞれの事業の中でそういう視点を持って行っていかなければなりません。それらにつきましては、今後、担当課ではしていただいていると思いますが、さらに第2次いるま男女共同参画プランの進捗状況とあわせて各事業課をお願いしていくつもりでございます。

山下委員 例えば保育についても教育についても、男女共同参画社会を目指す観点からこの政策はどうなのかというふうな点検しなければいけませんよね。そういたしますと、ご担当だけではなくて、広く全体的なことに目配りを、市長初め部長さんにもいろいろお骨折りいただかなければいけないと思うのですが、緊急性があるようなケースといいますと、やっぱり相談事業のほうに出てくるのでしょうか。市内の安定した生活を営んでいる専業主婦とは極言しませんが、大変な状態にある女性の方というのは、市の

そういう事業にも参加もできないし、へとへとになって帰ってきていますからね。ましてお子さんがいたら、迎えに行ったりとかあるわけで、そういたしますと、その相談事業の充実ということがやっぱり大事なのかなと思うのですが、そのあたりいかがですか。

企画部副参事（女性政策担当）兼男女共同参画推進センター所長 相談事業につきましては、やはり相談者の増から見ましても、非常に必要な事業かなということを感じております。センターで実施している内容につきましては、やはり限られている部分もありますので、そのほか市の児童福祉課とか、市民相談室等、相談事業を行っている課もあります。あと障害福祉課も障害者相談支援センター「りぼん」を始めましたので、やはりそれらのところと連携をとって、相談事業の充実を図っていく必要を感じておりますので、今後そちらの方にも力を入れていくように考えております。

山下委員 これからどうでしょうか、自己実現のために市のこうした事業にかかわって、どうしようかということももちろん大事なのですが、今大変な状態にある女性にとって、頼りがいのある男女共同参画の事業ということが必要かと思っておりますので、この点はお願いとということにとどめておきたいと思っております。

最後にもう一つ、よろしいでしょうか。基地対策費のところ、先ほど国に対して申請のため、先進地への旅費を計上されているようなのですが、この先進地といいますと候補はどのあたりなのでございましょうか。

企画課長 予算の中では、大阪近辺まで可能な範囲で計上させていただきました。特に、現在は東町留保地と駅前と2つあるのですけれども、駅前の整備の先進事例を研究したいというふうに考えております。

以上です。

山下委員 わかりました。

委員長 ほかにございませんか。

田中委員 先ほどから質疑させていただいているのですけれども、職員研修費について、予算書の41ページです。まず伺いたいのですが、先ほどからお話があるとおり、人員を減らす中で職員の資質のレベルアップが当然必要になってくると。そういう中でのとらえ方として職員研修もあるべきであろうと、こんなふうに思っているのですけれども、平成21年度に関しては具体的にどのようなことを計画されているのでしょうか。

企画部参事兼職員課長 基本的には、平成20年度と同じ形で取り組みを行うということなのですけれども、職員課で実施する一般研修、これを17コース分、それから派遣研修33コース、118人、通信教育15人分というような形で、やはり市が実施する研修、それから派遣による研修、こういうものを充実しながら、それからみずから学ぶという通信教育というようなものを抱き合わせながら、よりよい職員づくり、求められる職員としての資質の向上に当たっていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

田中委員 基本的には平成20年度と同じというふうに理解したのですけれども、その中で、要は研修を行い、実際にはその研修を行うことによって多少なりともレベルアップしなければしょうがないと思うのです。研修した成果、結果については、職員課としてはどのようにとらえていらっしゃるのですか。

企画部参事兼職員課長 研修成果そのものについては、すぐあらわれる部分と、そうでない部分というのがございます。例えばダイアプランの4市でやる部分については、ダイア4市で発表会を行う、それらをもとに今後進めていかななくてはいけない事業の取り組みというような取り組みも行っております。それから、あと新入職員研修においては、研修のみならず、自分たちでみずから研修をしていくと。自主研修グループというような形で、さらにいろいろな勉強に励むというようなことも、ことしもやっております。ですから、今までの研修とはちょっと違った形で、フォローアップの研修というような部分についても徐々に力を入れていくというようなことなので、研修がそのまますべて終わりではなくて、継続した形で職員が続けて勉強できる、そういったような研修に持っていきたいというふうに思っております。

以上です。

田中委員 その点での1点確認なのですが、いろいろな形の研修があろうかと思うのです。それによって能力、それだけではないと思うのですけれども、能力が上がってくる。上がってきたことに対しての人事面での評価というのですか、それはどのようになっている

のでしょうか。

企画部参事兼職員課長 当然個人そのものがそういう形で、いろいろな部分で能力が向上していくということになれば、当然人事評価の部分で、例えば勤務評定であらわれてくるとか、それから全体的な内容でいろいろな形で評価が上がってくるということはあると思います。

以上です。

田中委員 大まかにわかったのですが、最後にその面で、要は評価制度。人事だけではなくて、給与面でも評価制度というのは、過去人勤の中でうたわれてきて、また検討課題だったと思うのです。それについての取り組みについてはどうなのでしょう。

企画部参事兼職員課長 今、制度が変わってきておりますので、段階的に試行しながら進めてまいりたいという形で、今、少しずつ、例えば部長職を対象にした、それから課長職を対象にして、今度は主幹職を対象にしてというような段階を踏みながら試行を踏んで、これから本格実施に向けていきたい。まだ、もう少し試行の期間が続くかなとは思っております。

以上です。

田中委員 ただいまの点についてはわかりました。

続いて、45ページの関係なのですが、広域行政推進事業、ダイアプランの関係なのですが、通常私どもは施設の相互利用という部分では理解しているのですが、清掃とか、企画とか、それぞれの所管で、担当課で4市でいろいろな調整とか、情

報交換とかやっているとは思うのですけれども、その部分というのは非常に見えにくいのかなと思っています。具体的に、予算の質疑ですので、今年度はどのようなことを計画されているのでしょうか。

企画課長 ダイアプランの中でいろいろな部会を設けまして、例えば環境部会であるとか、電算部会であるとか、それぞれお互いに研修をしながら連携を図っております。特に、今現在は定額給付金に関しまして、4市で連携をとり合いながら、同じように、また間違いのないように助け合いながら研究をしているというようなメリットもございます。

以上です。

田中委員 いまいち、ちょっと理解できないのですけれども、要はこのダイアプラン、平成5年でしたっけ、始まってから。今、各市の市長を見ますと顔ぶれ全部かわって、その中でずっとやってきているわけですね。やってきたことの成果として、公共施設の相互利用とかやっている、予算計上して、人が集まってやっているというのはわかるのですけれども、この中で、今まで何してきて、ことしはこういう課題に取り組みたいという具体的な部分を、もう一回ちょっと話していただけますか。

企画課長 具体的な部分でしょうか。

田中委員 はい。

企画課長 公共施設の相互利用等につきましては数値で細かく出ておりますので、特に年々増加している状況でございます。

それから、ダイアプランの中にいろいろな部会を設けてありますというお話を申し上げましたが、例えば清掃部会であるとか、これは、ある市の炉が壊れてしまったとき等にお互いに助け合おうというような連携のもとに情報連絡をやっております。ごみ減量化の方策であるとかというような研究もしております。それから、図書館部会、これは図書館の相互利用ということで、そのほかに総合的向上についての図書館サービスの研究をしております。

それから、地域情報化部会、これは先ほど申しあげました情報電算業務の関係で連携をとりながら行っておるわけなのですけれども、特に情報セキュリティーの相互監査のような形をとっております。

それから、男女共同参画部会では、部会を設けましてそれぞれ、例えば、かがやき写真・かがやき川柳コンクールというような形で、男女共同参画の事業を進めようというような形を共同で行っております。また、広域行政研究部会ということで、先ほど来申し上げていますとおり、今回の定額給付金の関係なんかも含めまして、ダイアプランの中で4市で共同しながらスケールメリットを生かそうという努力をしておるところでございます。

I S Oにつきまして、環境部会につきましては、昨年4月に、これまで委託で行っておったわけなのですけれども、I S O自己宣言をいたしまして、各それぞれ4市がお互いに監査をし合うということでI S Oの自己宣言をしまして、今まで外部審査機関に

委託してきた費用が各市とも浮いたというような状況もございます。

以上です。

田中委員 基本的には、ダイアプラン4市にかかわる内容について協議していきましよう。共通の課題というのですか、それについて協議していきましようということだと思えるのですけれども、その中で個別の、例えば入間と狭山、入間と所沢とか、そういう部分については、これはダイアプランの中では扱っていかないということなのではないでしょうか。

企画課長 各市間の協議につきましては個別の協議ということで、ダイアプランの中では特には扱っておりません。

田中委員 大まかわかりました。

あと一点なのですが、山下委員から聞かれていた基地対策費の関係なのですけれども、先進地の視察で、要は留保地の跡地利用の関係だと思えるのですけれども、視察の、大阪あたりまで行ける金額とっていますよというような話だったのですけれども、実際に留保地の関係、国が基地跡地の関係でやっているとなると、大阪のほうは余り該当しないと思えるのですけれども。実際にこの辺だったら立川とか、朝霞とか、実際動き出しているところというのはそういうところだと思えるのです。今大阪という話が出たから、距離的には大阪まで行けますよということなのですけれども、その点についてはどうなのですか。

企画課長 候補地につきましては、これから予算が認められましたら研究

をしていく、候補地探しについては研究していくところですが、大阪までという予算で組みましたのは、1泊で行けるといふ可能な距離の中で、今お話の留保地の払い下げのところに限らず、それは立川でも研究できますので、駅前側の整備ということで、駅前側の留保地、東町側と駅前側とございますので、駅前側の利用計画を考えていく中で、やはり各市によっては非常にいい駅前、入間らしさを醸し出せるような計画を立てなければならないのかなという中で先進地を探したいということで、払い下げの場所に限っておるわけではございません。

以上です。

田中委員 大分抽象的なことで行くのでしょうかけれども、実際にこれは事務費として、先進地視察ですから、これは職員が行くということでしょうか。

企画課長 現在はそういう計画でおります。

田中委員 職員が行くのであれば、特にそうなのですけども、留保地に関しては、もう今までの中でさんざん議論してきた部分もあると思うのです。実際に駅のところを考えているというならば、具体的なところを持った事例をしっかりと見てこないと話にならないと思うのです。まちづくりがどうだ、こうだという話ではなくて、具体的にどういう手法だったら、あそこが開発できるとか、利用できるとか、そういうことだと思うのですけれども、どうなのですか。

企画課長 この先進地のほかに、議員さんからもお話のありました立川で

あるとか、近隣で行けるところの視察も考えております。それらのトータルの中で、よりよい計画、利用計画が考えられればいいのかなどというふうな考え方でございます。

田中委員 大体その点についてはわかったのですが、これで先進地を視察して、ある程度頭の中を整理した上で、審議会の関係とかをつかっていくという前提でとらえてよろしいのでしょうか。

企画課長 このジョンソン基地跡地の留保地の利用計画につきましては、昨年の全員協議会でもご説明申し上げましたが、とりあえず国から強い提出の要請があったものですから、議会の皆様、あるいは市民の皆様の了解を得ていない執行部の計画案としておるところでございます。これから平成21年度、22年度の中で、市民の意見を聞いた計画案としていきたいと考えておりますが、審議会等のことについては、まだ未定でございます。

田中委員 自衛隊の病院の関係も以前お話がありました。昨年度、お話がありました。そういう中で、利用計画については暫定的というのですか、執行部側でつくって送ったという経緯もありますよね。私から言わせれば対応がすごく遅いなと。この前、平成16年度の段階から取り組むべき話を4年間引っ張ってきて、もう期限が来て、どうしようもなくなつてつくったという経緯があるでしょう。そういうことを踏まえるのだったら、それでこれから、実際に自衛隊の病院が来るか、来ないか、まだわからないけれども、そういう意味ではその部分を考えていないというのは、執行部の答弁としたら半端ではないのかなと思うのです。先進地をただ見てき

ますよと。では、その後、どういう段取りでやっていくと考えていらっしゃるのですか。

企画課長 この件につきましては、総合振興計画前期基本計画が平成23年度まで今決まっておりますので、平成24年度までの間で具体的な基本計画の決定までしなければならないのかなという状況でございます。それらを含めまして、この平成21、22年度で調査研究と市民意見をお伺いする。それらの繰り返しの中で、よりよい、情報収集も含めまして、平成21、22年度で研究いたしまして、平成23年度に基本構想、基本計画を策定し、平成24年度からの後期の総合振興計画の中に反映する形で、そこから都市計画決定等を考えていきたいというような考え方でございます。

以上です。

田中委員 基本構想、いろんなこと考えていくのは全部執行部で考えていて、審議会とかそういう形はとらないというふうにとらえていいのですか。

企画課長 市民の皆様の意見をお伺いする方法については、いろいろな方法があらうかと思えます。その中で審議会も、もちろん選択肢の一つでございますが、審議会をいつつくとかという具体的なところまでは決まっていないということだけで、審議会をつくらないということではございません。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費のう

ち所管のもの、目2 広報広聴費、目3 財政管理費、目6 財政調整基金費、目7 公共施設整備基金費、目8 企画費及び目10 基地対策費についての質疑を終結いたします。

次に、款2 総務費、項5 統計調査費について質疑を願います。

山下委員 調査の内容等につきましては先ほど伺ったのですけれども、何か平成21年度の調査として特別留意されるような事項などございましたら、伺っておきます。

企画課長 平成21年度の統計調査につきましては、幾つか調査、新しい調査等もございますが、例年やっております、毎年やっております工業統計調査、それから周期調査といたしまして経済センサスの基礎調査等、それから全国消費実態調査の世界農林業センサスの調査が大きな調査としてはございます。特に新しくという観点では、平成22年度に国勢調査があるわけなのですけれども、その平成22年度の国勢調査に向けての調査区設定等が特徴かと思いません。

以上です。

山下委員 そういたしますと、この調査につきましては、内容的には国からの指示がある項目が多いのか。国あるいは県ですね。市の独自の調査として盛り込むべき項目などは余地はないのか。そのあたり、何年やってもわからなくて、お尋ねするのも恥ずかしいことなのですけれども、お願いいたします。

企画課長 この統計調査の中では、国から県を通じた法定受託事務というような扱いになっておりますので、自治事務の要素が今のところ

ございません。市として新しい統計をとるということであれば、また別の考え方で事業としてつくるべきなのかなというような考え方で、今現在ここに計上しておりますのは、国、県を通じた法定受託事務の一つとして考えてございます。

山下委員 そういたしますと、調査に当たる方の、工業統計のところでは指導員の方の報酬26人分計上とかございますけれども、形としては、やり方は人を介してということですか。調査員の方を通して。

企画課長 やり方としましては、国から、全国一斉に行われるものですから、それらを各市とも同じような形で調査員さんをお願いして調査をするという形がほとんどでございます。

山下委員 国勢調査のときなど、いろいろなご意見があって、メール方式であるとか、封をするとか、私なんかも取り組んできた経過があるのでございますけれども、この場合はそういう形は、知られて困るとかということは全くありませんか。

企画課長 統計自体は、その情報といえますか、知られたくないことは、極力、セキュリティー含めまして情報管理は徹底しております。統計の方法も郵送が多くなるというような形で、統計調査方法も含めてだんだん変わりつつあることは確かでございます。

委員長 ほかにございませんか。

田中委員 1点だけなのですが、基幹統計調査費の中の一番下の統計調査員確保対策事業6万2,000円。金額的には少ないのですが、これ何なのかな、ちょっとわからないものですからお伺いするのですけれども、教えてください。

企画課長 これは、統計調査員が、登録統計調査員という方がいらっしゃるのですけれども、その方々の研修が目的として主なものでございます。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款2総務費、項5統計調査費についての質疑を終結いたします。

次に、款11公債費、項1公債費、款12諸支出金、項1土地開発基金費及び款13予備費、項1予備費について質疑を願います。

田中委員 款11の公債費についてなのですけれども、私も公債費の総額の金額は毎年見ているのですが、この財源内訳についてはほとんど見てこなかったもので、ゆうべ見ておりました、変化があったものですから、わからない部分があるものですから、お伺いしたいのですけれども、平成19年度予算から特定財源の内訳として市税、それから地方譲与税、使用料、手数料、これが明示されて、その前年までは使用料及び手数料の金額がすごく少なかったと思うのです。平成19年からそういう形の中で、億単位の金がずっと計上されてきているのですが、これはまずどういうふうに会計方法が変わったのか、どういう理由なのか、伺いたいですけれども。

財政課長 まず、財源内訳の関係なのですが、自動車取得税交付金ですとか地方譲与税、これについては、今回計上させていただいて、させてというか、したわけなのですが、道路特定財源が一般財源

化の決定される前でしたので、このような表記になっているのですが、平成19年からしっかりとその財源、道路特定財源であれば道路の関係の償還に充てたということで明示したほうが良いということで、従来も理論的には充てていたのですが、表記するというふうな形で平成19年からは変えさせていただいております。

田中委員 理論的には充てていたということは、理論的には、では平成18年まで一般財源で充てていたというふうに理解していいですか。

財政課長 そのとおりです。

田中委員 それで、その中で平成19年から、19年、20年と21年の違いというのは自動車取得税交付金、交付までしか打っていないのですけども、これがのっているのですけども、それは、再度聞きたいのですけども、財源明示という意味でのつけてあると理解していいのですか。

財政課長 そのとおりであります。

田中委員 わかりました。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款11公債費、項1公債費、款12諸支出金、項1土地開発基金費及び款13予備費、項1予備費についての質疑を終結いたします。

次に、第2条、債務負担行為、第3条、地方債、第4条、一時借入金及び第5条、歳出予算の流用について質疑を願います。

田中委員 地方債の関係なのですけども、まず1点は利率の関係なので

すが、具体的にはまだ先の話だと思うのですけれども、利率の動向というのは、ある程度わかると思うのです。過去高かったのが下がってきて、今、比較的低い水準で流れているのかな。今後の動向というのが、やはり市債を発行する上で大きなポイントになってくると思いますので、今後の動向についてお伺いいたします。

財政課長 利率ですが、借り入れ先によっても若干の違いがあるわけなのですが、おおむね2パーセント前後では推移するのかなと、今予測しております。

田中委員 その点は理解しました。

あと、それから償還の期間なのですけれども、これについては、総括の中で大体30年と言っていましたか。償還の期間については、それぞれ事業に伴って限度額が設定されているのですが、これは性質によって違うと思うのですが、償還の期間は各事業についてどれくらいなのでしょう。

財政課長 自動車関連につきましては5年になっております。それ以外につきましては、基本的には15年から20年の範囲で一般会計の場合は償還期間を選択させていただいております。

田中委員 そうすると、15年から20年。学校の耐震化の関係の起債についても15年から20年というふうにとらえていいのですか。

財政課長 学校の耐震化につきましては、耐震化部分のみ25年ということで、今借り入れのほうを予定しております。

田中委員 耐震化部分のみ25年。耐震化に伴って屋上防水とか壁面とか、あとほかやりますよね。それについては。

財政課長 今回の予定ですと15年償還を予定しております。

田中委員 ということは、起債のそれぞれの、例えば藤沢小学校とか宮寺小学校とかという部分については、細かく厳密に言うと2本立てになるというふうに理解していいのですか。

財政課長 そのとおりであります。

田中委員 わかりました。

山下委員 債務負担行為のところに入間市土地開発公社に対する債務保証があるわけなのですが、期間と限度額についてではなくて、この公社そのものが将来的には見直しの方向に行くであろうというようなことを本会議場で拝聴しているわけなのですが、平成21年度予算編成に当たりまして、そのあたりの将来見通しについて何かございましたかどうか、伺っておきたいと思います。

財政課長 土地開発公社につきましては、設立の経緯としましては先行取得というのが大前提でありました。そのときは土地の価格が右肩上がりということで、将来、市が利用となる公共用地を先に公社が取得すると。近年、土地の価格が下落傾向あるいは横ばいになった時点ではありますが、当市におきましては、まだ加治丘陵等、先に用地取得をして、それを起債に充てるとか、そういうふうな形で公社の活用方法が幾つかまだありますので、当面の間は現況どおり継続させていただきたいと考えております。

山下委員 実際議案として拝見していますと事務費のみのせてあるということで、そんな何か問題があるということではないのですが、それであっても現行の方式でいったほうが妥当であるというふうに

受けとめてよろしいわけですね。

財政課長 現時点では公社の取得のほうが良いという判断であります。

委員長 ほかにございませんか。

駒井委員 一時借入金なのですが、どのようなときに使うのか。あと、額とか期間とか、そういうのはあるのでしょうか。

財政課長 一時借入金につきましては、予算書の第4条のところに30億円を最高額とさせていただいております。これにつきましては、年度中の資金の不足が会計上、生じた場合に市中銀行等から借り入れをするものですが、ここ数年来、一時借入金を借りたことはありません。

これにつきまして、先ほどの公債費のところですが、一応仮に借り入れをした場合、利子等が発生しますので、その部分につきましては、30億円を限度にしまして30日間の利子は予算上、今計上させていただいております。

駒井委員 蛇足になりますけれども、夕張でやったのはこれをたしか使っていると思うので、聞かせていただきました。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、第2条、債務負担行為、第3条、地方債、第4条、一時借入金及び第5条、歳出予算の流用についての質疑を終結いたします。

以上で企画部所管のものの審査は終了いたしました。各部所

管のものの審査がすべて終了するまで、討論、採決は保留いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

午後 1時46分 休憩

午後 1時50分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、総務部所管のものについての審査を行います。

担当課長より順次概要説明を求めます。

なお、説明は歳入歳出一括といたしまして、主なものについて簡潔にお願いいたします。

概要説明

庶務課長 それでは、庶務課所管につきまして予算概要の説明を申し上げます。

歳入につきましては、予算説明書18から19ページをお開きください。款14使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、行政財産目的外使用料1,811万円のうち庶務課分は439万7,000円でございます。前年度と同様であります。その主な内容は庁舎食堂の電気、ガス、水道使用料等でございます。

続きまして、歳出につきましては予算説明書の38から39ページの中段になりますが、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、大事業、庁舎管理費1億8,431万3,000円のうち、中事業、維持管理費1億5,831万8,000円の主なものは、市庁舎の電気、ガ

ス、水道の光熱水費及び警備業務委託等27件の維持管理委託料等でございます。同じく諸工事費1,921万5,000円は、庁舎A、B棟東側エレベーター改修工事及び庁舎敷地内に設置している視覚障害者誘導用点字ブロックの改修工事を行うものであります。

次に、大事業、文書管理費6,706万2,000円のうち、中事業、郵便関係費4,378万9,000円の主なものは、庁内各課からの郵便物等の郵送料としての通信運搬費及び支所、公民館等の出先施設への文書集配に係るパート職員の賃金でございます。同じく中事業、文書関係費2,170万円の主な内容は、印刷機器、複写機等の事務機器等借上料と用紙購入等の消耗品でございます。

次に、大事業、法規事務費576万円の主なものは、例規集30部追録代、加除式図書追録代及び例規データ更新委託料等を計上するものであります。

次に、大事業、訴訟事務費72万7,000円は、前年と同じく訴訟が提訴された場合の弁護士費用等を計上したものでございます。

以上が庶務課所管の概要でございます。よろしく申し上げます。

管財課長 それでは、管財課所管のものにつきまして概要を説明させていただきます。

まず、歳入につきまして説明させていただきます。予算説明書18ページから19ページ、款14使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1総務管理使用料の行政財産目的外使用料1,811万円のうち管財課の所管分は1,371万3,000円で、産業文化センターや市民会館などの各公共施設の事務室、食堂、自動販売

機、電力電話柱、公共施設内職員等の駐車場の使用料でございます。

次に、28ページから29ページ、款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地建物貸付収入の土地貸付料1,195万3,000円のうち1,125万5,000円が管財課所管分でございます。土地30件、建物1件の貸付料でございます。

次に、30ページから31ページ、上から5段目、目2利子及び配当金、節1利子及び配当金の土地信託配当金615万5,000円は、平成10年9月17日から平成40年9月16日まで、土地信託契約を結んでおります三菱UFJ信託銀行株式会社から配当を受けるものでございます。

次に、同じページの項2財産売払収入、目2不動産売払収入、節1土地建物売払収入1億5,600万円は、前年度当初予算に計上させていただきました旧狭山警察署跡地につきまして公売公募いたしましたのですが、申込者がなく、売り払いきませんでしたので、再度、平成21年度予算に1億3,900万円を計上させていただきました。そのほかに、北中野集会所跡地の売り払い900万円、不用道水路敷売り払い800万円を予算計上させていただきました。

次に、32ページから33ページ、款21諸収入、項5雑入、目1雑入、節4雑入のうち、線下補償料収入1,006万1,000円は、JR東日本株式会社と東京電力株式会社の線下補償料でございます。予算計上させていただいたものです。

34ページから35ページをお開きいただきたいと思います。説明

の上から9番目、電子入札共同システム水道企業会計負担金につきましては、平成20年度から県の電子入札共同システムに参加をいたしまして、現在平成21年度、22年度の指名参加登録にかかわる事務を行っているわけですが、水道企業会計におきましても業者登録を初め入札の報告や入札の執行、入札の結果の公開などそのシステムを使用しておりますので、一般会計で県に対して支払われている負担金の一部を水道企業会計から受け入れるものでございます。

次に、歳出について、1点のみ説明をさせていただきたいと思っております。予算説明書44ページから45ページをお開きいただきたいと思います。款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、大事業、契約事務費、中事業、事務費421万9,000円のうち163万8,000円は、先ほど説明させていただきました電子入札共同システムに係る負担金で、内訳としましては、運営費負担金が158万3,000円、入札参加共同審査負担金が5万5,000円となっております。

以上で管財課の所管の予算概要を説明させていただきました。

情報システム課長 それでは、続きまして、情報システム課所管について説明を申し上げます。

予算説明書の40から41ページ、中段やや下になります。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち、大事業、電子情報管理費2億8,806万7,000円で、コンピュータ機器及び情報システム関連の運営維持管理等に係る経費でございます。小事業、個

々においては、増額したものと減額したものがございりますが、総体では前年度対比487万9,000円、率にして1.67パーセントの減額で計上いたしました。減額計上した事業は、電子計算機器等運用管理事業とネットワーク通信回線事業で、電子計算機器等運用管理事業では、パソコンの調達について、リース方式から買い取り方式に改めたことによるリース料の減額と、5年間のリース期間が終了した機器等の使用を再リースや無償譲渡により1年間延長したことにより、1,018万8,000円の減額となりました。また、ネットワーク通信回線事業では、5年間のリース期間が終了する本庁と各出先機関等のネットワークに必要となる通信機器の使用を再リースにより1年間延長することにより、351万2,000円の減額となったものであります。

増額計上した事業は、技術者派遣委託事業とパソコン整備事業で、技術者派遣委託事業では、平成20年度から情報システム課の運営体制を見直したことに伴い、平成21年度は正職員を1名を減員し、ヘルプデスク1名を増員するため453万6,000円を増額いたしました。また、パソコン整備事業では、入れかえ台数は前年度とほぼ同数ではありますが、平成21年度はホストコンピュータへの接続パソコンの入れかえに伴いまして、438万9,000円の増額となりました。

以上で概要説明とさせていただきます。

市民税課長 それでは、市民税課所管の概要を説明いたします。

まず、歳入でございりますが、予算説明書12ページ、13ページを

お聞きください。款1市税、平成21年度市税総額は220億6,188万5,000円を計上し、前年度対比2億4,135万7,000円、率にして1.1パーセントの減額となっております。また、一般会計の歳入総額に占める市税の割合は、63.8パーセントとなっております。

市民税課所管の主なものでございますが、項1市民税、目1個人、節1現年課税分につきましては、92億969万7,000円を計上し、前年度対比1.1パーセント、1億466万5,000円の増額であります。これは平成19年中の給料所得者の所得が若干の増加であったことや、20年も10月末までは順調であったことによるものであります。また、昨年4月に開業したアウトレットパーク入間等の雇用増による納税義務者の増加を考慮し、平成20年度当初予算額の1.1パーセントの増額で計上いたしました。退職所得分の1億円につきましては、不確定要素が大変強いため把握することが非常に難しいところですが、団塊の世代による定年退職を考慮し、20年度当初予算と同額で計上いたしました。

次に、目2法人、節1現年課税分につきましては15億9,333万7,000円を計上し、前年度対比7,615万3,000円、率にして4.6パーセントの減額であります。平成20年12月までの調定額は前年同月対比で2,978万8,800円、率にして1.9パーセントの増額となっておりますが、世界経済の急激な悪化による影響が20年度下半期申告分から徐々にあらわれていることから、減額で計上いたしました。なお、均等割につきましては、アウトレットパーク入間等のオープンにより法人数が増加したことから、前年度対比で4.7パ

ーセント増の3億7,105万2,000円、法人税割額は、アウトレットのオープンによる税収を見込みましても、景気の低迷から企業業績の悪化が予想されるため、前年度対比7.1パーセント減の12億2,228万5,000円を計上いたしました。

次に、項3軽自動車税、目1軽自動車税、節1現年課税分につきましては1億7,109万8,000円を計上し、前年度対比738万7,000円、率にして4.5パーセントの増額であります。軽自動車税の根幹であります4輪乗用自家用車は、近年燃料価格の高騰や新型車ラッシュによる軽乗用車志向の高まりなどにより登録台数が増加しております。また、平成20年12月末現在においても前年度対比6.7パーセントの増加となっておりますので、これらを考慮し、同額で計上したものでございます。

次に、項4たばこ税、目1市たばこ税、節1現年課税分につきましては7億186万円を計上し、前年度対比4,055万3,000円、率にして5.5パーセントの減額であります。たばこの消費本数は、健康志向、職場や公共の場での喫煙環境の変化等から毎年減少し、平成18、19年度の決算では、前年度対比約4パーセントの減となっております。また、20年7月に導入されたtaspoの影響を考慮いたしますと、平成21年度につきましても消費本数が落ち込むと判断し、減額で計上したものでございます。

予算説明書28ページから29ページをお開きください。款16県支出金、項3県委託金、目1総務費委託金、節2徴税费委託金2億1,582万円につきましては、県民税の賦課徴収費用を補償するた

めに県から交付されるものであります。これは納税義務者数に3,000円を乗じた額が交付されるものであります。19、20年度は税源移譲によるシステム変更や納税義務者の問い合わせの対応など過渡的に市の事務負担の増加が見込まれることから、納税義務者数に4,000円を乗じた額が交付されました。さらに、20年度にあつては、税源移譲によって納税者が所得変動により市県民税の増加のみの影響を受けた場合には市県民税を還付する経過措置がありましたので、その県民税還付相当額が加算されました。このため、20年度と比較すると1億2,038万円、率にして35.8パーセント減の大幅な減額で計上したものでございます。

次に、歳出でございますが、20年度と大きく変わったものについて説明させていただきます。予算説明書54ページ、55ページをお開きください。款2総務費、項2徴税费、目1税務総務費、大事業、税務管理費7,804万5,000円でございますが、このうち2,900万円につきましては、公的年金等の所得に係る個人住民税の年金からの特別徴収がことしの10月から実施されますが、それに対応するためのシステムの改造等に係る費用が増額となったものでございます。

なお、詳細につきましては、予算参考資料の12から15ページをご参照いただければと思います。

以上で市民税課所管の予算の概要でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

資産税課長 それでは、資産税課所管のものについて説明させていただきます

ます。

予算説明書の12から13ページをお願いいたします。中段の款1項2目1固定資産税、節1現年課税分でございますが、87億1,172万4,000円を計上いたしました。前年度対比で2億43万7,000円、率にして2.2パーセントの減となっております。

まず、土地につきましては、平成21年度は3年に1度の評価替えに当たりますが、19年度、20年度と地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないため、時点修正という簡易な方法により評価を修正してまいりましたので、評価替えによる大きな変動はございません。地価の下落と土地利用状況の変化による影響を考慮し、前年度対比779万2,000円、率にして0.2パーセント増となる42億6,947万8,000円を見込み、計上いたしました。

次に、家屋につきましては、前回は基準年度の平成18年度に評価を見直し、19年度と20年度は価格を据え置いておりますので、3年経過した21年度の評価替えでは3年間の資産評価の変動が一度に反映され、既存家屋の評価が大幅に減額となりますので、新增築による増額を考慮いたしましても、前年度対比2億4,743万3,000円、率にして7.2パーセントの減となる32億358万6,000円を見込み、計上いたしました。

償却資産につきましては、企業の経営環境が厳しく景気の先行きも不透明な中では、多くの設備投資は期待できませんが、三井アウトレットパーク入間などによる増額を見込み、前年度対比3,920万4,000円、率にして3.3パーセント増の12億3,866万円を見

込み、計上いたしました。

次に、目2 国有資産等所在市町村交付金、節1 交付金でございますが、既にご承知のとおり交付金は、当該固定資産を所有する国または地方公共団体以外のものが使用する場合等に市町村に交付されるもので、国、埼玉県、東京都より交付をいただいております。金額は、前年度対比173万9,000円、率にして2.4パーセント増の7,300万円を見込み、計上いたしました。増額の理由は、東京都水道局の堰堤、村山貯水池でございますが、この課税標準の特例の変更によるものでございます。

続きまして、予算説明書の12、13ページから14、15ページの款1 項7 目1 都市計画税、節1 現年課税分でございますが、13億1,740万7,000円を見込み、計上いたしました。前年度対比で4,786万4,000円、率にして3.5パーセントの減となっております。土地につきましては、固定資産税の増額に対して8億3,641万2,000円、前年度対比129万7,000円、率にして0.2パーセントの減となっております。土地の固定資産税がわずかながら増額なのに対して都市計画税が減額となっておりますのは、増額の要因となった大型の建物が市街化調整区域に多かったことと、土地や地域によってばらつきのある税負担を均衡化するための調整措置によりまして負担水準の高い土地が多い市街化区域を課税対象としている都市計画税のほうが、地価が下落した際の税額への影響が大ききことによるものでございます。家屋につきましては4億8,099万5,000円、前年度対比4,656万7,000円、率にして8.8パー

セントの減となっております。減額の理由は、固定資産税と同様、評価替えによるものでございます。

なお、固定資産税につきましては、予算参考資料の13ページ、都市計画税につきましては同じく15ページにそれぞれ前年度対比を説明させていただいておりますので、あわせてご参照くださいますようお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

収税課長 最後になりましたが、収税課所管の概要を説明いたします。

初めに、市税滞納繰り越し分につきましては、わずかではありますが、年々減少傾向にあります。これは、市税徴収指導員の指導、助言のもと担当職員が自信を持って滞納整理事務を行っていることや、全庁的な取り組みとしての管理職による滞納者の重点臨宅徴収などの成果によるものと思われま。

このような状況から、市税歳入のうち滞納繰り越し分の主なものとしまして、予算説明書12ページから13ページの款1市税、項1市民税、目1個人、節2滞納繰り越し分1億1,497万7,000円につきましては、収納率を前年度対比1.6パーセント増の16パーセントを見込み、予算計上させていただきました。

次に、項2固定資産税、目1固定資産税、節2滞納繰り越し分1億3,906万3,000円につきましては、収納率を前年度対比0.6パーセント増の15パーセントを見込み、予算計上させていただきました。

続きまして、14ページから15ページの上段、項7都市計画税、

目1都市計画税、節2滞納繰り越し分2,162万3,000円につきましては、固定資産税と同様に収納率を前年度対比0.6パーセント増の15パーセントを見込み、予算計上させていただきました。

次に、歳出でございますが、予算説明書56ページから57ページ、款2総務費、項2徴税費、目2賦課徴収費、大事業、過誤納還付金及び還付加算金4,500万円につきましては、毎年度当初予算に計上させていただいておりますが、市税を納め過ぎた場合や課税更正により還付金が生じたときに還付するための予算でございますが、最も割合の高いのが法人市民税の確定申告による中間納付分の還付金でございます。

なお、前年度対比1億円の減少となっておりますが、去年は税源移譲によります市県民税の還付金を計上したためでございます。

以上、収税課所管の概要でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 　では、ここで10分間休憩といたします。

午後 2時15分 休憩

午後 2時25分 再開

委員長 　会議を再開いたします。

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

まず、歳入のうち、款1市税、項1市民税について質疑を願います。

田中委員 まず、最初にお伺いしたいのですけれども、予算参考資料を見ますと、収納見込み率について前年まで記載していたのですけれども、何でことし記載しなくなってしまったのか、その点について伺っておきたいのですが。

市民税課長 去年までは収納率の関係が表記されておったわけですが、前年度の当初予算が表記されてなかったということで前年度対比ができなく、非常にわかりづらいというような指摘もございましたので、今回は前年度予算対比という形の増減率という形で表記させていただいたものでございます。

田中委員 収納率の関係は、根本になる数字でしょう。それが一切載せてないというのは、資料としたらおかしいのではないのと私は思うのです。その点について。

市民税課長 わかりづらいというご指摘ですので、紙面の都合もございましたので今回併記できなかった部分もありますので、さらに新年度につきましては、わかりやすい工夫をさせていただきまして表記させていただきたいと思えます。

田中委員 単純な疑問は解決したのですけれども。個人市民税に関しては、前年課税ということで金額ベースで抑えたと。抑え方としたならば、ある程度確定できるのかなというふうには理解はしているのです。その中で収納率の関係、これに関しては先般の最終補正でも、収納率98パーセント見込んでいたのを97.5パーセントですよね、それまで落としていると。そういう中で、新年度予算に対しては98パーセントで見込んでいると。今の景気動向からすると、

98パーセントで見込むのがどうなのかなと。予算編成当時、先ほど企画にも申し上げたのですけれども、11月ごろという話は聞いております。その中で、まだ景気の悪化が顕著でない時期に見積もった数字だと思っているので、ここ数カ月の動き、それからこれからの流れの中から言えば、98パーセントで見込むというのは、なかなかみんな所得が減っている中で厳しいのかなと、そんなふうに理解しているのですけれども、その点について伺っておきます。

収税課長 この収納率のほうの算定なのですけれども、今回21年度予算につきましては、個人市民税の関係については、過去3年の平均をまず算定をさせていただきました。ちなみに、平成17年度が97.76パーセント、18年度が97.90パーセント、19年度におきましては若干低くなりまして97.24パーセント、平均しますと97.63パーセントというようなパーセンテージが出ておるのですけれども、現在行政改革の長期プラン前期実行計画におきまして市税収入の確保、全体収納率の向上を目指すという観点からこれに若干上乗せを、0.37パーセント見込ませてもらいまして、努力目標を含めまして98パーセントといったような数字を新年度させていただきましたものがございます。

田中委員 努力目標という意味合いは十分理解できます。ただ、最終的には数字の取り扱いですから、98パーセントで見込んで97.5パーセントに落ちれば、5,000万円近く減るという計算だと思うのです。そういうこともまた来年の最終補正の段階でそうなるかどうか

かわかりませんが、その可能性が高いと理解してよろしいのかどうか、その点について伺います。

収税課長 今まだ年度の始まってはいないのですけれども、現状ではなかなかその辺の分析ができないような状況でございまして、新年度になりましても、収納対策といたしましては、20年度と同様に管理職によります臨宅徴収並びに電話催告、それから滞納繰り越し分につきましては差し押さえ等の事務をとっていきまして、できるだけ収納の確保に努めていきたいと思っています。

以上でございまして。

田中委員 個人市民税については、おおむね理解しました。

あと、法人市民税の関係なのですけれども、総括でも伺っていると思うのですけれども、10億円超の法人については、コストコホールセール、三井アウトレットパーク入間等含めてプラス要因があるから、前年度対比の増減率は20パーセントのプラスですよというような説明だったと思うのですが、そこを抜かした部分としてとらえたときには、現状の企業さんの中で10億円を超える企業さんに関しては、これは下落と見てよろしいのですか。

市民税課長 20年度の決算見込みが37パーセント増という非常によい数字が見込めそうということでございまして、それに8掛け、要するに20パーセントの、こういう景気状況でございまして、下落を見まして見込んであります。ということで、では実際例年と同じような状態であれば20パーセントの減というのが見込まれると思っております。

以上です。

田中委員 わかりました。

金子健一委員 個人市民税のいわゆる特別徴収、年金天引きについて伺っておきたいのですが、予算全体の中で年金天引きによる期待される効果といいますか、その辺はどのくらいに見込んでおられるのですか。

市民税課長 年金特徴の制度につきましてまずご説明したいのですが、対象者は65歳以上の公的年金の受給者ということで、徴収方法につきましては公的年金に係る所得割及び均等割を年6回の年金支給の都度特別徴収するというところでございます。事務等の流れとしましては、年金受給者の情報を経営機関というのを通しまして市町村へ移し、特別徴収の実施及び市町村が入金ということでございます。対象者につきましては、6,000から7,000人を見込んでございます。こういうことで、ほぼ100パーセントに近い徴収が見込まれるものと考えております。

金子健一委員 100パーセントだと思うのですが、これまでこういう年金受給者の中での個人市民税の徴収というのは、いろいろ困難を極めていたとか、そういった経過はあるのですか。

収税課長 それでは、収税課、徴収の部門のほうからからお答えさせてもらいますけれども、確かに昨年、税法の改正がございまして、個人市民税のほう若干高くなったことは事実でございます。これにつきましては、年度初めに当然市民の方から一括で納めるのが大変だからというようなことで通常ですと4期の納期がございま

すが、これをさらに回数は特に定めなくて、当然12カ月になると思うのですけれども、月幾らといったような分納誓約書をいただきまして、一応徴収のほうはさせてもらっているような状況でございます。

以上です。

金子健一委員 これは国で勝手に決めてしまったことだから、市としてはそれに従わざるを得ないというのはあると思うのですけれども、実際に個人市民税の徴収という点で、そんなにこの年金受給者の方たちに対してはそう苦勞していたわけではないというふうに考えていいのですか。

収税課長 今おっしゃるとおり、当初はそういった形で高齢者の方の市県民税の相談が多いなと予想しておったのですけれども、実際にふたをあけてみましたら、そういった方はきちんと納付のほうしていただいている方が大多数でございます。どちらかという、若年層、小さいお子さんを持ってマイホームを建ててそちらのローンが大変だとか、車のローンが大変だとか、そういった方の相談が多いといったような状況です。

金子健一委員 わかりました。徴収する側からすれば、それほど困っていたわけではないと。

収税課長 はい。

金子健一委員 今度税金を納税する立場から考えたときに、既に介護保険料、うんと高齢の方には後期高齢者、それから65歳以上の方は国民税、こういう年金天引きがされている上に、ここでまた市民税

の年金天引きがされると。これは国保税のときもそうだし、後期高齢者医療保険のときも随分苦情もあったわけなのですが、ここでさらに市民税が加わるということについて、影響といたしますか、それはどういうふうにご考えておられますか。

収税課長 私のほうでお答えさせてもらっていいのかどうかちょっとわかりませんが、収税の立場といたしましては、先ほども申し上げましたとおり、そういった方の市民の相談には親身になって応じてあげまして、無理のないような納付の方法をともに考えていきたいと思っております。

以上です。

金子健一委員 非課税限度額をちょっと超えるぐらいの方にとって、受ける年金の額と、それから人によって違いあると思うのですが、一般的な意味で国保税、介護保険料、それに加えて市民税と。どのくらい年金をもらって、どのくらい払わなければならないのかと。この辺のところでの平均的な金額といたしますか、そういうのを何か試算されたものありますか。

委員長 暫時休憩いたします。

午後 2時37分 休憩

午後 2時37分 再開

委員長 会議を再開いたします。

市民税課長 条件としましては、対象者の65歳以上で公的年金収入が151万5,000円以上ということです。151万5,000円ですと、4,000円の税

という形になろうかと思います。

先ほど、後期高齢とか、国民健康保険については、口座振替等の問題でいろんな問題が出たと思いますが、こちらのほうは、特別徴収になりますと、本人以外からの所得控除が受けられないということで結果的に負担増になるというような問題が生じたため、口座振替等の選択制もあると思います。しかし、年金につきましては、個人住民税につきましては選択制がないものですから年金特別徴収という形になっているものでございます。

以上です。

金子健一委員 国保税払って、介護保険料払って、さらにまた年金で、しかも年金は特別徴収のみということですから、実際にはかなり厳しいというふうに思うのです。これから納税者の中でまだほとんど知られていない部分もかなりあると思うのです。この辺の周知。

それから、さっき相談にはよく乗って無理のないようにというお話もありましたけれども、その辺の周知徹底についてどんなふうにお考えでしょうか。

市民税課長 周知、広報活動につきましては、まず県、国との連携したり一フレットの作成をしまして、4月ごろには作成ができるということで、それに基づきます配布等はしていきたいと思います。また、市報、ホームページには既にもう掲載済みでございます。それから、納税通知書に対してのあわせてのPR等も考えてございます。これらを実施しまして周知の徹底は図りたいと思います。

以上でございます。

金子健一委員 一般的に見れば、高齢になっていくと、なかなか市報も、目を通す人はすごく目を通すけれども、目を通さない人も出てくるし、ホームページにはかかわれない方もいると思うのです。そういう点ではよほど徹底した周知と、それから混乱のないやり方が必要だというふうに思うのですが、いずれにしてもこの制度そのものについては疑問は持たざるを得ないというふうに私は思うのですけれども。

最後に、これはちょっと関連になるのですが、この点では20年度にシステム開発経費が交付税措置されていると思うのですが、入間市は不交付団体だから来ていないわけです。丸々市が持たなければならぬ。どのくらいの金額かわかりますか。

市民税課長 20年度で実際1,995万円ほどの支出を見込んでおまして、新年度につきましては2,750万円を予定してございます。

金子健一委員 これシステム開発経費を国の文書だと20年度に1,995万円ですか、これですべてなのかと思ったら、21年度もシステム開発経費としてあるのですか。

市民税課長 はい。トータル的には4,700万円ほどの金額でございまして、20年度で、データでやりとりする分等もございまして、それらの改造費用。既に1月から、今までは紙ベースでデータが来ておったわけですが、それを紙以外のデータベースでやりとりを始めたということで、その改造分として20年度で既に支出をするということで、それ以外の分につきましてはことしの10月1日ですから、今のような形で2,750万円ほどを予定してございます。

以上です。

金子健一委員 市としても余り苦勞もしていなかったところへすごくお金を使わされて余計な仕事をさせられるのかなというふうに思うのですが、メリットは何か感じるものありますか。国では何かメリット随分書いてありましたけれども、納税者にとってもメリットだなんて書いてあるけれども、実際現場ではどうなのですか。

市民税課長 基本的に、お年寄りでございますので、銀行等に行ったりとか、そういう部分では今後はなくなるということで、それと収納率も当然そうなのですが、そういう部分でメリットがあると考えております。

金子健一委員 市としては、これでもって物すごく人が何人も減るとか、そういうメリットはあるのですか。

市民税課長 人的には難しいところでございますが、今まで紙ベースのデータでやりとりして、それをもう一回パンチ入力する委託をしています。そういう経費等がかなり省けてくると思います。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款1市税、項1市民税についての質疑を終結いたします。

次に、項2固定資産税について質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、項2固定資産税についての質疑を終結いたします。

次に、項3軽自動車税、項4市たばこ税及び項5鉱産税について

での質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、項3軽自動車税、項4市たばこ税及び項5鉱産税についての質疑を終結いたします。

次に、項6特別土地保有税及び項7都市計画税についての質疑を願います。ございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、項6特別土地保有税及び項7都市計画税についての質疑を終結いたします。

次に、款14使用料及び手数料のうち所管のもの、款15国庫支出金のうち所管のもの、及び款16県支出金のうち所管のものについての質疑を願います。ございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款14使用料及び手数料のうち所管のもの、款15国庫支出金のうち所管のもの、及び款16県支出金のうち所管のものについての質疑を終結いたします。

次に、款17財産収入のうち所管のもの、及び款21諸収入のうち所管のものについて質疑を願います。

田中委員 財産収入の関係なのですが、先ほどのご説明で不動産売払収入、20年度の最終補正でマイナスにして、ここでまたのせてきたわけなのですが、不動産鑑定等含めて売却希望価格というのですか、これについては変更ないのでしょうか。

管財課長 ただいま、黒須の検問所の跡地の関係でございますが、今回の

予算にのせさせていただいてありますが、前年度当初予算と同じ数字。これは固定資産税のそれぞれの路線価の金額で11万円で上げさせていただいております。今回20年度で売り払いができなかったものにつきましては、先般部長からも答弁あったのですけれども、狭山市、入間市双方でこういった関係ということで、これが7月、鑑定を取っております、その差があったということもございますので、改めて21年度はこの売り払いをするかどうかも含めまして、公有地処分検討委員会というのが庁内の内部組織としてありますので、そこを含めて売り払いをしていくのか、あるいはいいところを見てという部分とか、その辺を含めてやりたいと思います。それと、また入間市だけで処分できるということではございません。共有地でございますので、狭山市とも協議をさせていただいた中でやらせていただきたいと思います。

以上です。

田中委員 ということは、解釈として、何が何でも焦って売り払うということではないと理解してよろしいのでしょうか。

管財課長 担当の管財課としましては、基本的に予算をのせておりますから、処分を念頭に予算計上させていただいたわけでございます。当然これは普通財産でございますので、不必要な土地については処分をするということが原則になっておりますが、今のこういう情勢でございます。実際に土地の売買の移動も少ないような状態ですから、そうすると今度売り払いで損が出るということもございますので、その辺は庁内あるいは狭山市と協議していきたいと

思います。

以上です。

田中委員 柔軟に対応するというので大変私はいいと思うのです。1つは、今言った不動産の売買の取引が完全に低迷してしまっていますね。もう一つは、国道16号の今のあそこの現状、4車線の拡幅化含めて今焦って売ることが得なのかどうか。完全に4車線化できてから売ったときのほうが評価にも影響してくるのかな、あとそれから利用価値についても全然違ってくると思いますので、その辺十分検討してやっていただきたいと思っております。これ意見です。

以上です。

山下委員 私もただいま田中委員のほうでお尋ねした件と同様のところなのですが、今年度もまた予算計上ということになりますと、応募する方がなかったわけですので、対象としてもっと広くPRするとか、求めてほしいというような世論をつくるために何か工夫された点とかございましたら伺っておきたいと思うのですけれども。

管財課長 広報に関しましては、ホームページ等、入間市、狭山市双方で出しています。当然これだけの金額の土地になりますので、市報で出したりとかそういう部分だけでは問題がありますので、内容につきましてはホームページのほうで載せさせていただきまして、狭山市でも入間市でも数件問い合わせは確かに、全国的と言ったらおかしいのですけれども、大手から問い合わせはあったこ

とは事実でございます。ただ、問い合わせは何件かあるのですが、
けれども、結果、申し込むまでには至らなかったという状況でござ
います。ですから、広報的には周知はできたのかなとは思ってお
ります。

以上です。

山下委員 なるべく市報として広く目につくようにお願いできればと思
います。

駒井委員 同じ土地についてなのですけれども、貸すなんということは考
えないですか。

管財課長 実は、この黒須の警察署の跡地につきましては、20年3月まで
県のほうに、狭山警察署のほうに貸し付けておりました。今後そ
れをお貸しするということになりますと、処分がある部分では制
限がされてくるということもございますので、今現時点では貸す
という部分では考えてない。ただ、例えば安全運転管理者協会と
かいろんな専門委等がありますけれども、その場合に使用したい
ということであれば、これは無償で、警察等の団体になると思
いますので、それは対応していきたいと思っております。

以上です。

駒井委員 具体的なこと言ってもあれなんです、ドコモが隣にあるわけ
で、あれも国道16号の反対側に駐車場を借りているみたいだから、
ああいうところが企業が借りる目安はないのかなと思って聞かせ
ていただきました。

以上です。

管財課長 その辺につきましても、管財課だけではなく、先ほども言いましたように狭山市もございますので、柔軟に話を進めたいと。場合によれば、大きなところで、例えば20年、30年の賃貸借ができるということになれば、歳入も入ってきますので、それはそれなりにお互いに狭山市と意見を合わせながらやらせていただければと思っております。

以上です。

駒井委員 20年、30年でなく、逆に売買成立するまでは駐車場として貸すとか、そういうのはあるのですか。。

管財課長 短期的に一たんお貸ししますと、例えばここで売りますから返してくださいということがなかなか難しいと私は思います。実際に公売に当たりましてはそういうご質問ありましたが、公告をして十分な周知期間をとる必要がありますので、その部分もありまして、今現在短期的にはお貸しするつもりはないというようなことでご理解いただければと思います。

委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款17財産収入のうち所管のもの、及び款21諸収入のうち所管のものについての質疑を終結いたします。

次に、歳出のうち款2総務費、項1総務管理費、このうち目1一般管理費のうち所管のもの、目5財産管理費のうち所管のもの、及び目20諸費のうち所管のものについての質疑を願います。

田中委員 科目的には電子情報管理費になると思うのですが、電子

自治体を構築する上で長年取り組んできていると。この辺は理解はしているのですけれども、電子自治体をつくっていくにはすごい経費がかかっているのかなと。電算化して人件費を少なくしてそれでペイできればいいのですけれども、全体がちょっと見えにくいのです。というのは、ここで出ている予算の数字だと2億8,800万円なのですから、あと全体的には情報システムのほうでは総予算として把握していらっしゃるのかどうか。その点について伺います。

情報システム課長 総予算という形というのは、システム関係に関しましては、その実施計画に予算の段階でいわゆる情報システム課のほうですべてその担当からの上ってきたものを一応目を通す形をしておりますし、そういった形で全体の情報をシステム管理をしているというふうなことでご理解いただきたいと思います。細かい金額的な部分については、幾らというのは、その集計した部分への例えば実施計画とか、そういった中では把握しております。

田中委員 ちなみに、細かい数字ではなくても大ざっぱでも結構なのですから、出先機関もありますよね、そういうことを含めるとこの電子自治体を構築する上で年間幾らぐらい経費がかかっているのかなというの見えないものですから、その点について把握していらっしゃるのであれば教えていただきたいと思います。

情報システム課長 今手元に資料がないのですけれども、先ほど言いましたように実施計画のその計画書自体でそれを集計するような形になるわけなのですけれども、金額的には手元には今資料ございま

せん。

田中委員 その金額については、後でいただければありがたいと思うのですが、お諮りください。

情報システム課長 集計した形での部分で資料はできます。

委員長 では、委員長より申し上げます。資料提出についてよろしくお願いいたします。

ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款 2 総務費、項 1 総務管理費のうち目 1 一般管理費のうち所管のもの、目 5 財産管理費のうち所管のもの、及び目 20 諸費のうち所管のものについての質疑を終結いたします。

次に、款 2 総務費、項 2 徴税费についての質疑を願います。ございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款 2 総務費、項 2 徴税费についての質疑を終結いたします。

以上で総務部所管のものについての審査は終了いたしますが、各部所管のもの審査がすべて終了するまで、討論と採決は保留といたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 5 9 分 休憩

午後 3 時 0 3 分 再開

委員長 会議を再開いたします。

続いて、検査課、会計課、議会事務局、選挙管理委員会及び監査委員事務局所管のものについての審査を順に行います。

まず、検査課長より概要の説明を求めます。

概要説明

検査課長 検査課所管の予算概要についてご説明いたします。

予算説明書の40ページ及び41ページをごらんください。款2総務費、項1総務管理費、目一般管理費、大事業、検査事務費で、予算額は4万7,000円です。すべて経常経費となっております。

以上、よろしく願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち検査課所管のものについて質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち検査課所管のものについての質疑を終結いたします。

次に、会計課所管のものについて会計課長より概要の説明を求めます。歳入歳出一括にて説明をお願いいたします。

会計課長 会計課でございます。よろしく願いいたします。

会計課所管のものにつきまして、まず歳入よりご説明申し上げます。予算説明書の30、31ページをお開きいただきたいと思えます。30、31ページの一番下の段になります。目1預金利子、節1預金利子、歳計現金預金利子270万円につきましてですが、こち

ら運用額18億円を年利率0.15パーセントで計上したものでございます。なお、前年度予算よりも195万円ほど増額となっております。これは昨年の4月より普通預金の扱いを決済性の預金から利子がつく一般預金に切りかえを行ったためであります。より効率的な運用を図るものでございます。

続きまして、32、33ページをお開きいただきたいと思います。

32、33ページの目1雑入、節1証紙売りさばき収入及び手数料928万3,000円につきましてですが、県収入証紙の売りさばきについて県知事から指定を受け、市の窓口で取り扱う分の収入及び手数料でございます。

続きまして、そこから2段下になります。節4雑入の説明欄の上から3行目になります。請求書等売上収入でございます。こちら32万4,000円のうち24万円が会計課の所管分でございます。請求書等の売上収入で、前年の決算見込みを勘案しまして計上したものでございます。

以上で歳入は説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、歳出の説明を申し上げます。42、43ページをお開きいただきたいと思います。目4会計管理費、大事業、会計管理費269万7,000円につきましてです。主に出納事務、審査事務及び決算調整に要する事務費でありまして、前年対比でマイナス31.86パーセント、金額にいたしまして126万1,000円の減額となっております。この減額の理由でございますが、パート賃金の1人分、これが減員となっております。それから、需用費等を精査

したものでございます。

最後に、54、55ページをお開きいただきたいと思います。54、55ページが、目20諸費、そのうちの説明欄上から3行目になります。県収入証紙購入費でございます。900万円につきましては、埼玉県から収入証紙を購入する費用でございます。歳入の売りさばき収入928万3,000円と対応するものでございます。

以上で会計課の予算の説明とさせていただきます。

委員長 これより質疑に入ります。

歳入のうち、款21諸収入のうち所管のもの、及び歳出のうち款2総務費、項1総務管理費、目4会計管理費、及び目20諸費のうち所管のものについての質疑を願います。

田中委員 会計管理費で事務費が約3分の1減ったわけですが、内容的にはパート1人分の減が主なものだというふうに聞いたのですが、要は1人減らしても会計課の業務には差し支えないというふうに判断していいのですか。

会計課長 私どもとしては企画サイドのほうに現体制で要求したのですが、今の予算非常に厳しいということで、どうしても1人削らせてくれということで1人減という結果になったわけでございます。

田中委員 ちなみに、そのもとの体制がよくわからないものですから、全体構成の中で1人減ということになって、もとの形というのは、職員構成どうなっていますか。

会計課長 ちょっと古い話になって恐縮なのですが、平成18年度に収入役

が年の途中で退任されました。その段階で、会計サイドからすると1人、人が減ったわけです。そのときに、業務、ほかの人がみんなて手分けしてやらなくてはならないという部分になりましたものですから、パートを1人採用、追加させていただきました。その次の年に職員配置の数が決まりまして、正職員が1人減になりました。そんな関係でどうしてもパートが2名当時は必要だったのですが、それを2年ぐらいずっと来ていたのですが、ここでその2名のうちの1人は企画サイドのほうで減員という査定があったものですから、残りの人数少ないですけれども、現体制で来年度以降やらせていただくことに関しましては、支障ないという言い方は変かもしれませんが、やらなくてはいけないものですから、頑張らさせていただきたいと思っております。

以上です。

田中委員 わかりました。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、歳入のうち、款21諸収入のうち所管のもの、及び歳出のうち款2総務費、項1総務管理費、目4会計管理費、及び目20諸費のうち所管のものについての質疑を終結いたします。

次に、議会事務局所管のものについて議会事務局次長から概要の説明を求めます。歳入歳出一括にてご説明を願います。

概要説明

議会事務局次長 それでは、議会事務局所管のものにつきましてご説明を

させていただきます。

初めに、予算説明書の事項別明細書35ページでございますが、歳入の款21諸収入のうち雑入のコピー使用料でございますが、実績等を考慮し、88万2,000円のうち、議会事務局所管のものにつきましては14万4,000円を見込み、計上させていただきました。

次に、歳出でございますが、予算説明書36ページ、37ページをお開きいただきたいと思います。款1議会費は総額3億81万6,000円で、前年度対比302万6,000円の減額で、率にして1パーセントの減額となっております。主な内容でございますが、大事業、議員報酬等1億9,180万5,000円は議員24名分の報酬等で、前年度対比272万3,000円の減額となっております。この主な要因は、期末手当の特例条例は継続しないものとして年間4.4カ月で措置をいたしました。6月分につきましては、一部新人議員を想定しまして減額していることによるものであります。

次に、大事業、職員給与費7,547万1,000円は事務局職員9名分の給料、手当、共済費で、前年度対比188万4,000円の減額となっております。

次に、大事業、議長交際費につきましては、実績等を考慮し前年度対比20万円減の50万円といたしました。

次に、大事業、議会運営費は6つの中事業から成っておりますが、まず中事業、本会議等費用弁償119万1,000円は前年度対比4万2,000円の減額で、本会議及び委員会の費用弁償を見込み、計上いたしました。中事業、委員会行政視察費489万円は前年度対

比1,000円の減額で、これは常任委員会、議会運営委員会等の行政視察費用でございます。中事業、議長会会費等162万6,000円は前年度対比32万円の減額で、これは議長会等の会議、視察等の旅費、負担金、随行職員の旅費を見込み、計上いたしました。減額の主な要因は、全国都市問題会議への参加を21年度から取りやめることとしたことなどによるものであります。中事業、政務調査費576万円は、前年度と同額で計上いたしました。次に、中事業、議場等管理費342万3,000円は、議場音響等設備の改修にあわせて従来事務費で計上しておりました予算から維持管理、運営的なものを議場等管理費の中に含めることとしまして、主なものとして議場等音響設備につきましては、実施計画での査定によりリース対応ということで機械器具等借上料として283万5,000円を計上いたしました。事務費175万7,000円は、前年度対比1万5,000円の減額となっております。これは主に佐渡市議会との交流事業が21年度は佐渡市議会を訪問するため増額となりますが、さきに申し上げたように議場等管理費へ移行した部分があるため、差し引では減額となっております。

次に、大事業、事務局費でございますが、本事業につきましては3つの中事業に分かれております。まず、中事業、会議録調製製本費870万3,000円は、本会議並びに委員会の記録作成のための委託料や会議録検索システム検索データ変換加工委託料などで、前年度対比37万2,000円の増額を見込みました。増額の主な要因は、特別委員会分を2委員会にしたことなどによるものでござい

ます。次に、中事業、議会だより作成費395万8,000円は、議会だよりを年4回発行するための印刷製本費で、前年度対比9万7,000円の増額となっておりますが、これは用紙の値段が年々上昇している背景等から増額計上いたしました。次に、中事業、事務費173万2,000円は、議会事務局の人件費を見込み、計上したもので、前年度対比5万3,000円の減額となっております。

以上、議会費の当初予算でございます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

委員長　これより質疑に入ります。歳入のうち、款21諸収入のうち所管のもの、及び歳出のうち、款1議会費、項1議会費についての質疑を願います。

近藤委員　議会費についてお伺いしたいと思います。議員1人当たりの予算としてはどのような項目で、またどの程度の金額が予算計上されているのか、お伺いしたいと思います。

議会事務局次長　項目といたしましては、議員報酬、それから期末手当、それから共済会負担金、それから本会議等費用弁償、それから委員会行政視察、それから政務調査費などに、合わせて800万円程度計上されています。

以上でございます。

近藤委員　今回の定例会において議員定数の削減の条例案が可決されたわけであります。当初予算では従来どおり24名で計上されているようでございます。今回の条例可決によりまして、削減効果は実現する必要があるのではないかなというふうに思っておりますが、

その辺についてはどのように考えているのか、お伺いいたします。

議会事務局次長 ただいま委員のほうのお話でここで条例が可決されたわけでございますが、この後3月に改選がございます。その後4月の臨時会の後、ある程度予算の執行内容が明らかになってくると思いますので、今回可決されました2名減の内容だけではなく、新しい議員も来られるということもありますので、ほかの部分も含めまして予算内容を十分精査しまして、できるだけ早い時期にやりたいと考えております。

以上でございます。

近藤委員 できるだけ早い時期というようなことを言われたのですが、できれば6月の議会あたりに補正予算として計上するのかどうか、その辺についてもお伺いしたいと思います。

議会事務局次長 できるだけ早くということで申し上げたのですが、6月議会に間に合うようにやりたいと思いますので、よろしく願います。

以上でございます。

山下委員 37ページの政務調査費関係なのですけれども、入間市の議会としては金額もかなり抑えたものでありますし、内容的にも厳しくいろいろな形で領収書の添付とかやってきているわけなのですが、全国的に見ますと、政務調査費からの先進地視察の旅費について多様な声が出ている実態があると思うのです。京都地裁などですか、判例など出ているのも。積算に際しまして、そうしたいいろいろな状況の変化、どの程度資料としてご判断いただいている

か、事務局のほうに1点のみ伺っておきたいと思います。

委員長 暫時休憩します。

午後 3時20分 休憩

午後 3時21分 再開

委員長 会議を再開いたします。

議会事務局長 政務調査費の関係ですけれども、入間市としては旅費とか宿泊費のほうは政務調査費のほうから出しておりますが、食料費等については請求がございませんが、近隣市の場合はある程度の一定額、それぞれ市によって違いますが、一定額出しているというような状況でございます。

以上でございます。

山下委員 自治法の改正で1人でも政務調査費は可能だということにはなっているのですけれども、私などやっぱり市民感覚からいたしますと、会派の代表者と会計責任者をかえるのはおかしいと思って、実は平成8年以来請求はしてきてない。そういう事情があるのです。それはどうしてかと言いますと、やっぱりグレーゾーンの収支だということで、かなり監査請求であるとか、裁判であるとか、他市において行われてきた状況を耳にしていたからなのでありますから、なるべく市民の方から情報公開請求などされてから変えるということよりも、先取りして全国的な情報についてはお含み置きいただいたほうが安全ではないかと思っておりますので、伺った次第です。

ありがとうございました。

議会事務局長 今回の関係、若干触れさせていただきますと、入間市の議会におきましては、議会のほうが積極的に情報コーナーのほうに、先ほど申し上げました領収書等につきましては情報公開請求される前に事前に情報コーナーのほうへ閲覧できるように掲載しているような状況でございます。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、歳入のうち、款21諸収入のうち所管のもの、及び歳出のうち、款1議会費、項1議会費についての質疑を終結いたします。

次に、選挙管理委員会事務局所管のものについて選挙管理委員会事務局長より概要の説明を求めます。歳入歳出一括にて説明をお願いします。

概要説明

選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会事務局所管のものについてご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。予算説明書の28、29ページをごらんいただきたいと思います。款16県支出金、項3県委託金、目1総務費委託金、節4選挙費委託金、説明欄、衆議院議員選挙委託金5,989万4,000円でございますが、平成21年9月10日任期満了となる衆議院議員の総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行経費

が県を通じて交付されるものでございます。説明欄の在外選挙特別経費委託金2万円、これは国外に居住する日本国民に国政選挙の選挙権の行使を保障する制度で、その手続のための郵送料等が県から交付されるものでございます。

続きまして、歳出でございます。予算説明書58、59ページでございます。款2総務費、項4選挙費、目1選挙管理委員会費、大事業、報酬165万9,000円でございますが、選挙管理委員会委員等の5名分の報酬でございます。

同じく大事業、職員給与費3,238万1,000円は、選挙管理委員会事務局職員4名分の給与費でございます。

同じく大事業、選挙管理委員会運営費74万8,000円は、選挙管理委員会事務局の経常経費でございます。なお、この選挙管理委員会運営費に先ほどご説明申し上げました県支出金の在外選挙特別経費委託金2万円が充当されるものでございます。

同じく大事業、国民投票関係事業537万6,000円は、日本国憲法の改正手続に関する法律が平成22年5月18日から施行されることに伴い、国民投票の投票、開票のためのシステムの構築に要する経費でございます。

目2選挙啓発費、大事業、選挙啓発事業費15万円、60ページ、61ページにかかっておりますが、これは街頭における選挙啓発に要する経費でございます。

予算説明書60ページ、61ページでございます。目3選挙費、大事業、衆議院議員選挙費5,989万4,000円は、平成21年9月10日に

任期満了となる衆議院議員総選挙及び最高裁判所国民審査の執行に要する経費でございます。これは先ほど説明申し上げました、歳入の県支出金に計上しております5,989万4,000円が、全額でございますが、歳入ということでございます。

以上で説明を終わります。

委員長 これより質疑に入ります。歳入のうち、款16県支出金のうち所管のもの、及び歳出のうち、款2総務費、項4選挙費についての質疑を願います。

山下委員 国民投票関係事業のシステムなのですが、どういうものなのでしょう。内容をもうちょっと詳しく教えていただければと思うのですが。

選挙管理委員会事務局長 現在選挙人名簿の作成並びに投票に来られる方の受け付け、これはシステムによって、パソコンで手続しておりますが、そういったシステム、それから開票の集計システム等々そういったコンピュータで処理している部分を今度国民投票に対応するような形、そういった機能も持たせるように、現在の選挙の投開票に用いているシステムを国民投票に対応できるように改修するものでございます。

以上でございます。

山下委員 そういたしますと、市の一般選挙とか、国の選挙とか、県とか、どこが違うのかということちょっと見えないのですが、集計のところ、例えばぽんと何かをすると向こうに届く情報みたいにすべてコンピュータ化されてしまうのですか。

選挙管理委員会事務局長 まず、国民投票の投票を行う場合に、その投票人が投票に来たときにチェックをするわけですが、選挙で言えば選挙人名簿と対照するということになるわけですが、国民投票の場合には国民投票人の名簿というものがコンピュータの中に入っているわけですが、それに照合して来た人をチェックするわけですが、それらの投票人名簿に相当するものの登録の基準が、選挙と国民投票の場合と違いますので、その辺を改めるということが主な内容でございまして、それが1つと。

それからあと、開票における集計につきましても、改正の内容が示されまして、それに賛成、反対の投票があるわけですが、それらの集計の形が。選挙の場合には、だれだれ何票という形で投票の束によってそれが集計されてくるわけですが、その辺が、国民投票の場合には賛成、反対あるいは無印みたいな、表示のないようなものがあると思いますけれども、それらの集計があったときには違うということで、その辺のシステムの改修ということでございます。

山下委員 憲法改正を前提にしたということでつくるものですから、答えは実は賛成、反対で。私なんかは、非常に単純かなと思っているわけなのです。そういたしますと、事業費、国のほうから全く来ないのでしょうか。

選挙管理委員会事務局長 名称ははっきりしておりませんが、国のほうからの経費にかかるお金は交付されるということにはなっております。

すけれども、交付金の算定の対象の範囲とか、算定の基準等の詳細がまだ示されておりませんので、当初予算への計上は見送らせていただいております。

山下委員 住民基本台帳のネットワークシステムなどですと、毎年毎年、維持していくためにかかるわけですね。全国で言うと100億円くらいかかっているわけなのですからけれども、そうしますとこれは単年度で済む費用ですか。いずれ国のほうから来て、こういう形で整備事業が行われましても、1年で終わるわけ。それとも2年とか。

選挙管理委員会事務局長 このシステムは、一度構築されますと、これだけで終わります。ただ、それに付随して例えば集計したものを県のほうでまた集計することになると思いますので、そういった今度集計したものを送るとか、そういうもののまたプラスの部分が出てくる可能性はございますけれども、一度システムを整備すれば、その分についてはあとはお金はかかりません。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、歳入のうち、款16県支出金のうち所管のもの、及び歳出のうち、款2総務費、項4選挙費についての質疑を終結いたします。

次に、監査委員事務局所管のものについて、監査委員事務局長より概要の説明を求めます。

概要説明

監査委員事務局長 所管の科目は、説明書46ページから47ページの公平委員会費27万8,000円でございます。並びに恐れ入ります。62ページから63ページ、監査委員費3,061万2,000円でございます。内容は、報酬など例年どおりの額でございます。すべて経常経費でございます。

以上です。

委員長 これより質疑に入ります。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 公平委員会費及び款2 総務費、項6 監査委員費についての質疑を願います。よろしゅうございますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款2 総務費、項1 総務管理費、目9 公平委員会費及び款2 総務費、項6 監査委員費についての質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 3時35分 休憩

午後 3時36分 再開

委員長 会議を再開いたします。

これで各部所管のものについての質疑がすべて終了いたしましたので、これより討論に入ります。

討論を願います。反対の方から願います。

金子健一委員 議案第27号 平成21年度入間市一般会計予算のうち、所管のものに反対の討論を行います。

アメリカ発の金融危機と日本への波及、派遣切りに代表される雇用の悪化が深刻になっています。アメリカを中心にした最近の経済、商品を生産することなく金融工学に頼り、実態経済の何倍もの金融資産が出回るという資本主義の基本原則を踏み外した新自由主義経済が破綻したものです。日本においても、この誤った経済理論を受け入れて政府と大企業が一体となって弱肉強食の経済財政制度をつくり上げています。貯蓄から投資へという流れをつくるために、地方税法の改正、改悪も行われました。日本共産党は、この貯蓄から投資へという考えに立った税条例改正には反対しましたが、全く無批判にこれを受け入れてきた市の姿勢が問われます。今、日本国内で起こっていることは、アメリカに追随し、また外需に頼った経済運営を続けてきた政府と大企業が、深刻になった経済危機の打開をさらなる労働者と国民の犠牲で乗り切ろうとしていることです。これまで莫大な利益を上げ巨額の内部留保を抱えた大企業が、単年度の赤字を理由におびたどしい労働者の首切りを強行していることは、許されるものではありません。

入間市においても構造改革路線に沿った行財政改革長期プラン前期実行計画が推し進められていますが、平成21年度は滞納者サービス制限の実施を初めその進みぐあいによっては市民負担の増大とサービス低下を含むものが少なからずあります。

きょうの質疑の中で市民生活に影響が出るようなサービス制限は考えていないという答弁がありましたが、この考え方で進めば、

必ず影響が出ることとなります。構造改革路線を改め市民生活に軸足を置いた市政運営を進めること、国による地方自治体への締めつけに対してもはっきりと物を言い、改善させることなどが今市政には求められています。

以下、総務常任委員会所管のものについて反対の理由を述べます。

第1に、さきに述べた理由により、多くの問題を含む行財政改革長期プラン前期実行計画の実施には反対します。

第2に、平成21年度は10月から個人市民税の年金からの特別徴収が行われます。国保税や後期高齢者医療の保険料、介護保険料に加え個人市民税が天引きされることによって、ますますお年寄りのやりくりは困難になります。衆議院の3分の2の再議決で強行されたものであり、麻生首相でさえ高齢者の心情にそぐわないと国会でも答弁しています。徴収する側の都合だけで行うこうした施策はやめるべきです。

第3に、金額は少額ではありますが、自衛官募集事務に関係する歳入歳出に反対します。アメリカに追随して行った自衛隊のイラク派兵は、多くの自衛隊員、家族の苦勞にもかかわらず、現地ですら歓迎されないという結果に終わりました。にもかかわらず国は今後アフガニスタンへ派兵し、海賊からの警備に名をかりてソマリア沖へも海上自衛隊を派兵する方針を持っています。憲法違反のこうした行為は許されるべきではなく、これを助長する自衛官募集事務に地方自治体が手をかすべきではありません。

以上で反対討論とします。

委員長 次に、賛成の方願います。

駒井委員 保守系クラブを代表しまして、議案第27号 平成21年度入間市一般会計予算のうち、所管の予算について賛成の討論を行います。

当委員会に付託されています所管の予算は、一般会計歳入予算総額の約83.3パーセントを占める289億8,270万6,000円であり、歳出では約26.8パーセントである92億5,573万1,000円と、予算総額に占めるウエートの高い予算内容であります。

まず、歳入であります。市税については、景気後退の影響による法人市民税の減収及び3年に1度の固定資産の評価替えによる固定資産税の減収により、総額では前年度対比1.1パーセントの減であります。こうした中で自主財源の根幹をなす市税の確保は、市の財政運営に多大な影響を与えるものでありますので、今後も職員のさらなる努力により一層の収納率の向上を期待するものであります。

その他の歳入では、普通交付税が引き続き不交付の見込みであり、大変厳しい状況にあります。こうしたことから平成21年度の予算編成は大変苦慮されたと思います。当市においては、財源不足を行財政長期プラン前期実行計画などにより経常経費等の見直しを行い、また財政調整基金から7億円を取り崩すなどして調整した結果、予算総額が前年度対比0.7パーセント減となるものであり、やむを得ないものと理解するものであります。

次に、歳出であります。第2次入間男女共同参画プランに基

づき各種事業に積極的に取り組んでおります。加えて消防力の向上を図るため、消防団第1分団第4部の消防ポンプ車及び本署の水槽つき消防ポンプ自動車の更新を行うなど市民が安心して暮らせるまちづくりに努力されていることがうかがえます。

また、公債費については前年度対比で減額となっていますが、将来の負担を考慮し、今後も健全財政の維持に努めていただきたく希望するものであります。

以上のとおり財源不足の中で厳しい予算内容ではありますが、住民福祉を基本とした元気な人間のまちづくりの推進等さらなる飛躍を期待して、当委員会所管の予算の賛成討論といたします。

委員長 次に、反対の方願います。

山下委員 簡潔に反対の討論を行います。

346億円の平成21年度一般会計予算は、国家予算の影響が大きく見られる歳入の状況であります。基礎自治体として、小泉構造改革以来大変知恵の限りを尽くして予算の編成に当たっておられるのであらうと思います。具体的な反対項目、総務常任委員会の中での反対項目は、個人市民税の年金天引き特別徴収のこと、それから2点目として自衛官募集委託事務費、3点目として憲法改正を前提とした国民投票対応システム等整備事業に反対いたします。

以上、3点です。

委員長 次に、賛成の方ありませんか。

〔発言する人なし〕

委員長　ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長　なければ討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

ここでお諮りをいたします。議案第27号　平成21年度入間市一般会計予算案のうち所管のものについて、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

委員長　起立多数であります。

よって、議案第27号　平成21年度入間市一般会計予算案のうち所管のものについては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

△ 閉会の宣告（午後　3時44分）

委員長　これで当委員会に付託をされました事件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じたいと思います。

最後に、委員長から一言御礼のごあいさつをさせていただきたいと思います。

拝命してから1年間、委員各位におかれましては、円滑な議事運営にご協力をいただきまして、本当にありがとうございました。感謝の気持ちを一言述べさせていただきまして、会議を閉じます。

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

総務常任委員会委員長 山 本 秀 和

総務常任委員会副委員長 齋 藤 國 男